

LIBRA

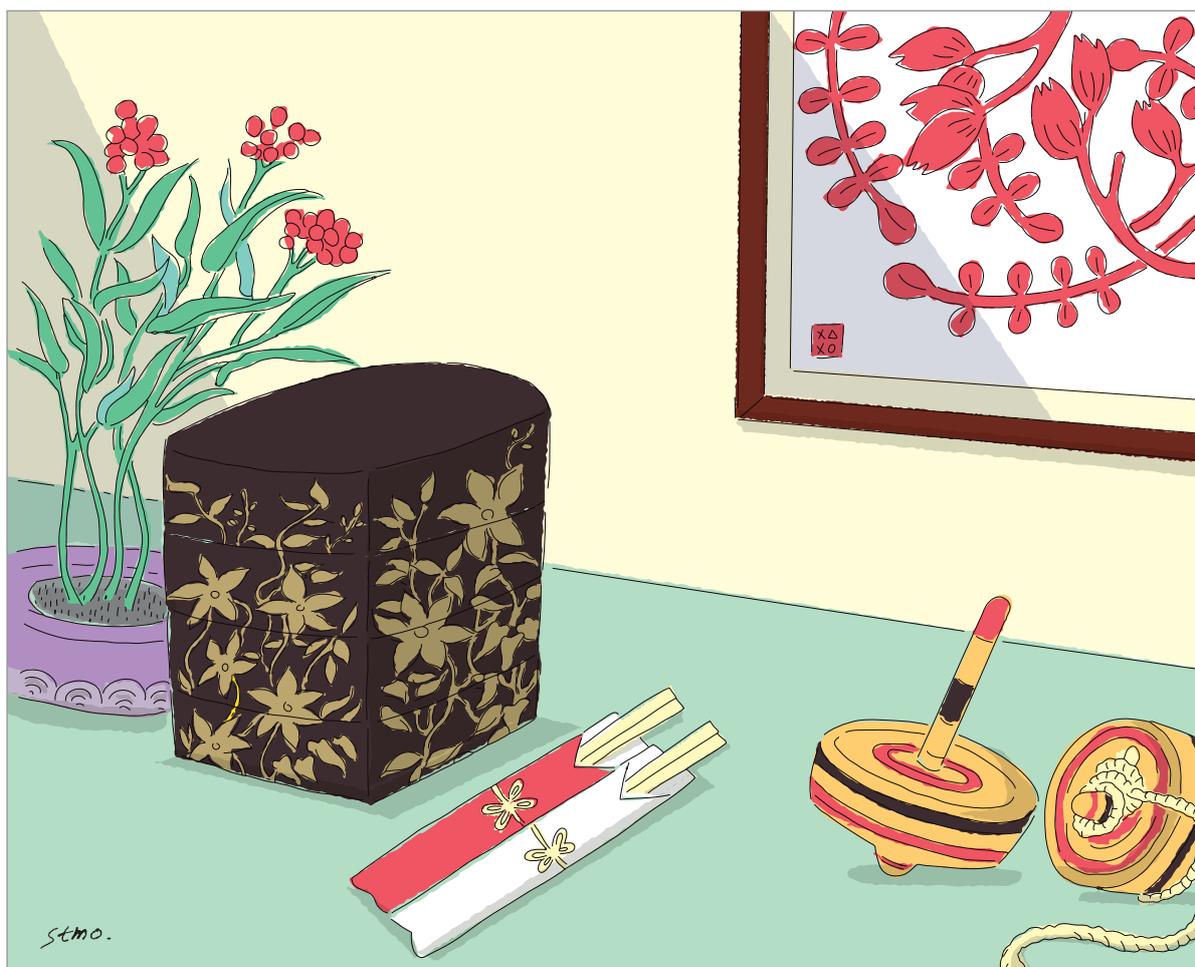
2019年 1 月号

〈特集〉

公設事務所の活動と意義

〈インタビュー〉

株式会社ナビット 代表取締役 福井泰代さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年1月号

新しい年を迎えて

- 02 「人権を守る」「平和を守る」「弁護士自治を守る」
すべての市民の人権が等しく保障される社会に 会長 安井規雄

特集

04 公設事務所の活動と意義

1. 巻頭言
2. オープンオフィスに参加して
3. オープンオフィスを実施して
4. 活動アピール
5. 公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム報告

インタビュー

- 26 株式会社ナビット 代表取締役 **福井泰代**さん

ニュース&トピックス

- 30 •世界大都市弁護士会会議 (WCBL) に参加して
•インドネシア訪問報告
•第33回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

クローズアップ

- 40 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.43
岡山刑務所・神戸刑務所 見学記 神谷竜光・金谷達男

連載等

- 36 常議員会報告 (2018年度 第8回)
- 38 常議員会議長席から
•平成30年度常議員会議長報告 秋田 徹
•副議長席から常議員会を見て 松田 純一
- 43 2018年相続法改正 短報
自筆証書遺言の方式緩和について 木村真理子・平良明久
- 44 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「労働審判を中心とした労働事件について」 内藤順也
- 45 今, 憲法問題を語る
第86回 恒例の東弁主催街頭宣伝活動 菅 芳郎
- 46 もっと知ろうよ! オキナワ!
第19回 辺野古の埋立承認の撤回を巡る問題と県民投票 神谷延治
- 48 近時の労働判例
第69回 最一小判平成30年7月19日 (日本ケミカル事件) 山崎貴広
- 50 東弁往来: 第61回 須崎ひまわり基金法律事務所 加藤麗香
- 52 わたしの修習時代: 文部科学大臣にとっての貴重な1ページ 53期 柴山昌彦
- 53 70期リレーエッセイ: 受任と責任 村田 望
- 54 お薦めの一冊: 『否定と肯定』 山本 博
- 55 コーヒーブレイク: B-BOY 堀岡雄一
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 58 会長声明
- 64 インフォメーション



新しい年を迎えて

「人権を守る」
「平和を守る」
「弁護士自治を守る」

すべての市民の人権が
等しく保障される社会に



東京弁護士会会長 安井 規雄

新年明けましておめでとうございます。昨年は、皆さんに大変お世話になりました。

任期を「起承転結」に置き換えますと、「4月、5月」が起、「6月、7月、8月」が承、「9月、10月、11月、12月」が転、「1月、2月、3月」が結と言えるのではないかと思います。これからの「1月、2月、3月」はまさに「結」であり、会務をしっかりとまとめ、次に引き継げるよう努力してまいります。

① 人権擁護

人権擁護活動は多岐にわたります。医学部入試の女性差別に抗議し迅速適切な対応を求める会長声明、死刑執行に抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明と会長談話を発し、同性パートナーをもつ職員にも福利厚生が適用されるよう就業規則を改正しました。また東京都をはじめ都内各自治体に対し、人種差別撤廃条例の制定を求めモデル条例案を提案するとともに意見書を発出しました。

② 憲法改正

会長声明を発し（2回）、「憲法改正と国民投票」（共催）及び「自衛隊の現状と9条改正」（東弁主催）の各シンポを開催、長谷部恭男早大法学学術院法務研究科教授の「憲法改正を巡る諸問題」と題する講演（東弁後援）、東弁主催による憲法改正問題に関する街頭演説（2回）を行い、現在の憲法改正案の問題点を市民の皆さんへ訴えました。

③ 貸与制世代へのサポート

新65期から70期までの貸与制世代へのサポートについては、(ア)一括金給付制度案、(イ)年賦金貸付制度案、(ウ)貸与制世代会員に対する各種研修無償化制度案、(エ)サポート会員と貸与制世代等若手会員によるOJT相談制度案についての会員の皆さんの意見をもとに、検討していきます。

④ 法曹養成制度

次代を担う法曹志望者が増えていません。また、法科大学院、予備試験制度、司法試験制度など法曹

養成制度のあり方が問われています。会員の皆さんの意見を聞き、国民に信頼される法曹養成制度の成立を目指したいと考えています。

⑤ 民事司法制度改革

民事裁判のIT化をはじめ、民事司法制度改革が進んでいます。証拠開示、依頼者と弁護士の通信秘密保護、知財分野の民事救済制度、司法アクセスの拡充等を検討しています。

⑥ 行政との連携

所有者不明土地の問題が社会問題化しており、自治体の協力を得て、所有者不明土地に関するシンポジウムを開催しました。今後も弁護士のノウハウを生かし、行政の分野への弁護士の参加を積極的に進めます。

⑦ 中小企業への支援

中小企業法律支援センターは、弁護士が中小企業事業者の経営、法務についての日常的な相談相手となることを目指しています。また、中小企業法律支援センターは、「ひまわりほっとダイヤル」、各種のセミナーや意見交換会、支援諸団体との連携を通じて、中小企業を支援しています。さらに、「事業承継」に精通する弁護士を養成するため、研修講座を開設しています。

⑧ 男女共同参画の推進

当会の第二次男女共同参画基本計画に基づき、これを実行しています。

2018年度、日弁連では副会長女性クオータ制を導入し、15名の副会長のうち、2名がクオータ制による女性副会長で、1名の女性副会長を含めると、本年度は日弁連には3名の女性副会長がいます。東弁においても、6名中2名の女性副会長が活躍しています。

男女共同参画推進本部の企画する懇談会では、女性会員のみではなく、男性会員を含め、活発な意見が交換されました。

⑨ 公設事務所

当会には、池袋、北千住、多摩及び三田の4ヶ所に公設事務所があります。「公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム」の議論を踏まえ、当会の公設事務所のあり方を会員の皆さんと考えていきたいと思っています。

⑩ 東日本大震災・災害対策等

今年は東日本大震災発生から8年目となります。2018年には大阪、北海道に地震があり、岡山、広島、愛媛の各地域に台風の被害が発生しました。ここ関東に、いつ直下型地震が発生するかわかりません。震災対策は、平時から準備しておく必要があります。

福岡県弁護士会には、当会事務局のデータの管理をお願いしています。

⑪ 「めやす箱」と「めやすい箱」の設置

会員の皆さんや職員の皆さんからの意見をきくツールとして、どんな小さいことでも良いので、会員の皆さんからの声をきく「めやす箱」を、職員の皆さんからの声をきく「めやすい箱」を設置しました。

⑫ 職員の業務の効率化・残業の抑制

当会における業務は、委員会活動への対応をはじめ、会員の皆さんの各種手続への対応など多岐にわたります。当会には、2018年12月1日現在、正職員が70名、図書館職員が7名、嘱託職員が16名、パートが14名、派遣が29名、合計136名が働いており、職員の残業の削減が課題とされています。今年度は、残業を少しでも減らすべく、水曜日の「ノー残業デー」の徹底をはかっています。また、職員研修等を実施し、業務の効率化・合理化を目指しています。

本年も、引き続き、会員の皆さんのご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

公設事務所の活動と意義

当会における最初の都市型公設事務所である「東京パブリック法律事務所」が、開設されたのは2002年でした。その後も順次開設され、現在、当会には4つの都市型公設事務所が存在しています。

ところで、近時の弁護士人口の増加やその他の社会情勢の変化と相まって、都市型公設事務所を取り巻く状況は大きく変わってきています。しかし、そもそも都市型公設事務所の活動等について十分把握されていない会員の方も多いと思いますし、他方、都市型公設事務所の活動について多少なりともご存じの会員の方の場合は、その活動や意義について様々なご意見があることも承知しております。

本号では、従前とは少し異なった観点から、改めて公設事務所の活動とその意義をできるだけ正確にお伝えし、会員の皆様に情報提供しようとして企画しました。

(LIBRA 編集会議 吉川 拓威)

CONTENTS

1. 巻頭言	5頁
2. オープンオフィスに参加して	
東京パブリック法律事務所	6頁
北千住パブリック法律事務所	7頁
三田パブリック法律事務所	8頁
多摩パブリック法律事務所	9頁
3. オープンオフィスを実施して	
東京パブリック法律事務所	10頁
北千住パブリック法律事務所	11頁
三田パブリック法律事務所	12頁
多摩パブリック法律事務所	13頁
4. 活動アピール	
東京パブリック法律事務所	14頁
北千住パブリック法律事務所	16頁
三田パブリック法律事務所	18頁
多摩パブリック法律事務所	20頁
5. 公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム報告	22頁

1. 巻頭言

公設事務所の変化と現状



公設事務所運営特別委員会委員長 瀧上 玲子 (35 期)



東京弁護士会が運営する公設事務所について、昨年は会長という立場で関与し、本年は委員長という立場で公設事務所の運営全般に携わっている。2006年にも副会長として公設事務所運営特別委員会の担当をしていたが、すでに12年を経て、公設事務所を取り巻く環境は大きく変化し、いくつもの深刻な課題を抱えている。

昨年以來、赤字体質の公設事務所に対して、赤字改善策を求め、それぞれの事務所において懸命な自助努力をしてもらった。また、規則を改正して、支援の範囲を拡大した。その結果、一定の事務所については、赤字から黒字の転換が見込まれている。昨年度末に発足させた公設事務所のあり方検討プロジェクトチームにおいて、詳細な財務分析を行い、支援のあり方の見直しなどを提言し、今後理事者において方針がとりまとめられる予定である。

その他、所長候補の担い手を探すが困難であること、所長ばかりではなく一定の経験を有する中堅弁護士の確保も困難であること、さらに公設事務所の性質上、一定の期間で過疎地に赴任したり、帰任したりする状態が繰り返され、引継ぎによる売上額の減少が必ず発生するなど、様々な悩みが存在する。所長候補がない場合、複数の副所長等が経営会議を開催し、事務所の方針を決定するなど新しい手法で運営されるようになった。LIBRAでの特集は、2015年8月号以来となるが、この間の各公設事務所における変化と現状を再度会員にお知らせしたいと考え、今回特集を組むこととした。

2002年開設の東京パブリック法律事務所は市民の法的駆け込み寺として、周辺自治体や近隣士業と連携し、また外国人・国際部門（FISS）を設置して、外国人についての司法過疎の解消を担っている。2004年開設の北千住パブリック法律事務所は刑事対応を主たる目的として、東京における刑事弁護の担い手として活躍している。2008年開設の多摩パブリック法律事務所は多摩地域における行政との連携と刑事対応に力を尽くしている。2018年に渋谷パブリック法律事務所を改称し、法科大学院と連携した法曹養成を担う、三田パブリック法律事務所が新たにスタートしている。

このように公設事務所が何をしているか、理事者、委員が日頃知りうるものの、常議員会で年に1、2回報告するだけでは、一般の会員は知ることはできない。これに対して公設事務所側は様々な分野での研究発表の機会を設け、会員弁護士にその蓄積を還元したい、そしてもっと自分たちのことを知ってもらいたいと思っている。このようなミスマッチが生じていることを、委員長になって痛感した。

そこで、オープンキャンパスならぬオープンオフィスの開催を提案して、弁護士会で活動する若手会員にこれに参加してもらおうという試みをはじめた。さらなる負担を公設事務所側をお願いすることになったが、こころよく引き受けていただき、感謝している。今回の特集では、参加した若手弁護士からの感想や受け入れた公設事務所側からの報告も発表しているので、次の機会に多数の会員の参加を期待するものである。

2. オープンオフィスに参加して

東京パブリック法律事務所



会員 高田 正雄 (56期)

1 はじめに

公設事務所の経済的支援のあり方が、当会の中で大きな議論となっている。

今回、東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）の「オープンオフィス」に参加することで、東パブの活動や役割を知る機会を得たことは、とても有意義であった。

以下、東パブの活動内容の一部を紹介する。

2 地域の行政・福祉機関等との連携

まず、東パブは、地域の行政・福祉機関、他土業、他団体との連携に力を入れている。

例えば、福祉部門による出張「出前」講義の開催（豊島区、板橋区、北区、練馬区など）や行政・福祉関係者からの法人後見の受任ルートの構築、11土業の協力を得ながらの「事業とくらしの相談会」の開催等を行っている。これらの試みは、東パブが当会の設立した公設事務所であることの強みを生かしたもので、一般の法律事務所ではなかなか真似をすることが難しいところである。

また、これまでに他職経験裁判官5名、検察官2名を受け入れてきたことも、公設事務所としての重要な役割である。

3 ベースキャンプ

東パブは、過疎地ひまわり公設事務所や法テラススタッフ弁護士の養成・派遣・支援等を行っており、これまでの養成・派遣の実績は約50名、現在も4名を養成中である。また、ひまわり、法テラス弁護士の任期終了後の受入、国際機関（UNHCR、JICA等）への派遣、留学修了帰国者、任期付き公務員・任官志望者及びその任期終了後の受入等も行っており、まさに人材供給のベースキャンプの役割を果たしている。

4 外国人・国際部門、福祉部門

東パブは、多言語対応ができる事務所として在住外国人の司法アクセスに貢献している。現在、英語、フランス語、スペイン語、中国語に対応できるスタッフを備えている。

また、東パブの法人後見も、他に類を見ない試みである。東パブでは、現在、弁護士13名、社会福祉士2名の体制で法人後見を担当しており、複数人体制での専門的・効率的な事件処理が可能となっている。

5 受任事件の特徴

東パブでは、法テラス契約事件の割合が高く、また、事件処理に困難を伴う案件が多いという傾向がある。東パブのある所属弁護士の担当事件では、依頼者に病気や障害があるケースが40%以上、法テラス契約事件が70%台後半ということであった。これは、割合としてはかなり多いのではないかと。他の弁護士が受任をためらうケースで、東パブがセーフティーネットの役割を果たしていると思った。

6 今後の課題

東パブには、事務所の赤字体質の課題がある。弁護士給与や事務職員の削減等の経営努力による改善もなされているが、多言語対応のためには語学ができる事務職員が一定数必要であるし、任期制によって年間10名前後の弁護士が入退所する中で安定的な経営を続けることは至難である。

公設事務所の果たしている役割の大きさを考えると、当会による支援は引き続き必要であるが、公設事務所やその支援のあり方についての検討が急務であると思った。

2. オープンオフィスに参加して

北千住パブリック法律事務所



会員 吉岡 剛 (59期)

北千住パブリック法律事務所は、2004年、刑事事件対応型の都市型公設事務所として東京弁護士会によって設立された。現在の事務所は北千住駅から徒歩3分の場所にある。北千住駅は東京拘置所の最寄駅の小菅駅から1駅である。

私は、2018年8月20日夕刻開催されたオープンオフィスに楠本維大会員外7名とともに参加した。同事務所副所長の押田朋大会員ほかから事務所の構成、受任事件の概要、事務所や所属弁護士の活動・工夫について説明を受けた後、執務スペースを含む所内各施設を見学させていただいた。同日、たまたま所内会議室で、呼びかけに応じた法科大学院生ら約十名を集めて、事務所OBによる高齢者、障がい者の刑事弁護に関する講義が行われたので傍聴させてもらった。

訪問時の説明によれば、所属弁護士の構成は、訪問時で17名（男12女5）であり、修習期別でいうと60期代及び70期で15名を占めている。ここ数年、法テラス採用（新スキーム）の弁護士1名を受け入れ、1年間の養成期間を経て、地方法テラス事務所の人材として送り出している。

受任事件における刑事事件の割合は、件数ベースで、債務整理事件、民事事件一般と同程度の約1/4であるが、事件処理にかかる時間を基準にすると刑事事件が圧倒的に多いとのことである。刑事事件では、相当数の裁判員裁判を受任するほか、いわゆる国選滞留事件や受任困難事件についても積極的に対応している。ある若手弁護士の1日として、小岩署接見→原宿署接見→被害者代理人と面談→検察官面談→控訴審弁護技術研修→葛飾署接見といったスケジュールが紹介されていた。熱意溢れる質の高い刑事弁護人を養成すること、連日開廷が予定される裁判員裁判に備えて弁護活動に専門的集中的に取り

組むことができる人材を用意するという同事務所設立の狙い（本誌2012年2月号3頁参照）は現在も強く意識されていることが分かった。

民事事件に関しては、市民相談所としての役割を果たすため、法テラスの民事法律扶助を利用して積極的に受任している。所属弁護士のほぼ全員が足立法曹会に所属し、足立区役所で定期的に行われる無料法律相談の相談員として活動している。また、例年4月に足立区との共催による無料法律相談会、6月に荒川区との共催で無料相談会、秋には税理士や司法書士等の他士業と合同で足立区において無料法律相談会を開催している。公設事務所であることとの関係で高額報酬を期待できない事案が多いが、受任数を増やす努力をしていることが分かる。反面、所属弁護士にかかる業務負荷が気になる場所であった。

また、同事務所は、東京弁護士会の委員会活動にも積極的に参加している。所属弁護士のほぼ全員が委員会に所属し、それぞれ活動している。刑事弁護委員会に所属する会員が多く、東京弁護士会の法廷技術研修の講師を担うなど、積極的に刑事弁護技術の向上の一躍を担う活動を行っている。

オープンオフィスの後、所属弁護士と参加者で懇親会を開催し、冷たいビールで喉を潤しつつ、労い合った。



事務所説明の様子

2. オープンオフィスに参加して

三田パブリック法律事務所



会員 沼 宏一郎 (59期)

1 設立目的・沿革等

三田パブリック法律事務所は、もともと、2004年に理論と実務の架橋を主要な目的として、國學院大學法科大学院内に設立された渋谷パブリック法律事務所を前身とする。その後、國學院大學等の法科大学院学生募集停止に伴い、渋谷パブリック法律事務所の本所は閉所となり、2018年4月、同事務所の三田支所を新たに弁護士法人三田パブリック法律事務所と名称変更して再出発することとなった。

2 オープンオフィスでの説明

私は、2018年9月27日、都営地下鉄三田線三田駅徒歩1分にある三田パブリック法律事務所のオープンオフィスに、楠本維大会員外2名とともに参加し、所長三澤英嗣会員以下3名の所員全員から事務所設立の目的、沿革、経営・財務状況、主な活動内容等について説明を受けた。

三澤所長の説明のうち、経営・財務状況については、当会の財務状況との兼ね合いから予め関心を持っていたところであったが、説明によると、三田パブリック法律事務所は、経費分担制の事務所で、渋谷パブリック法律事務所本所を閉所した2018年度こそ赤字が見込まれるものの、その後は単年度黒字が可能な状態とのことであった。

3 主な活動内容

三田パブリック法律事務所は、他の公設事務所と同様、通常の法律事務を取り扱うだけでなく、任官推進、他職経験受け入れ、地域連携等の目的を有している。しかし、その中核的目的地は法科大学院生にリーガルクリニックという臨床法学教育を施すところであり、2018年度は慶応、中央、青学の法科大学院生30名がリーガルクリニックを受講した。なお、三

田パブリック法律事務所が実施するリーガルクリニックは、慶応では正式に1単位として認定され、青学においてもエクスターンとして1単位認定されることのであった。

リーガルクリニックは、学生3名と指導担当弁護士1名を1チームとして、民事、行政、刑事、外国人各分野の生の事件の紛争解決活動を行うことを通じて、学生に法理論を実践的に確認する機会を与えとともに、実務の現場で法を用いて紛争解決することの意味などを感じてもらうことを狙いとしている。

例えば、2018年に実施された刑事事件のリーガルクリニックでは、当番弁護で指導担当弁護士が学生とともに出勤し、一般接見を経て受任し、短い制約時間の中で家族との面談や、意見書の起案・提出を行った結果、勾留請求却下となったケースが複数件あったとのことであった。このような早期の身柄解放が実現できたのは指導担当弁護士の下、学生たちが迅速かつ熱意ある弁護活動を行った成果であり、担当した学生たちは大いに感銘を受けたことであろう。

他方で、三田パブリック法律事務所では、他10士業とも連携して、港区内の市民・事業者向けに年に1回、無料相談会を実施している。2018年度の相談会は、相談件数も22件に及ぶ盛況で、相談者からのアンケートの結果も好評とのことであった。

今回のオープンオフィスでは、三田パブリック所員全員が、日々の忙しい業務の中、リーガルクリニックや地域連携・貢献等の設立目的実現に向けて全力で取り組んでいる様子が窺えた。

2. オープンオフィスに参加して

多摩パブリック法律事務所



会員 赤司 修一 (57期)

1 2018年11月1日、弁護士法人多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブリック」といいます）のオープンオフィスに参加させて頂きました。

まず、同事務所の所長である西畠正会員から2008年3月に設立された多摩パブリックの「10年間のあゆみとこれからの課題」について、多摩パブリックの設立趣旨である多摩地域における「リーガルアクセスの改善」、「公的刑事弁護を担う」、「法曹の育成」という3つの柱に基づいてパワーポイントを用いた説明を受けました。

リーガルアクセスの改善については、開所からの地域司法ネットワークを構築するための市役所、社会福祉協議会等への訪問などの地道な活動についての説明を受け、多摩パブリックが行ってきた活動が自治体からの相談件数の増加等として着実に実績が現れていることについて理解することができました。

公的刑事弁護については、10年間の刑事事件の受任件数が1000件超で（常時裁判員裁判対象事件を担当）、無罪、一部無罪事件4件を勝ち取るなどの実績のほか、刑事弁護士の「質」の向上と「多様化」に対応するために弁護士、大学教授等と多摩刑事研究会を開催するなど「理論と実務を架橋する」ための活動を行い、ただ単純に事件を処理するだけでなく、理念を持って刑事弁護に取り組んでおられました。

法曹の育成については、多摩パブリックのOBOGの会員が多摩地域の複数の事務所に11名所属するなどの実績について説明を受けました。

2 次に、多摩パブリックを含む公設事務所が抱える課題としては、財務状況と経営安定化の観点から説明を受けました。多摩パブリックは、経営的に

は弁護士会の支援を含めてではありませんが、2017年度は黒字を達成し、受任する事件を踏まえると、所属する会員の日々の努力の結果であると思えました。また、経営の安定化については、一定の売上を持つ中堅弁護士が離脱した場合の影響などの説明を受け、ただ、世代交代の必要性もあることから人材の流動化と経営の安定という公設事務所特有の経営問題について理解することができました。

3 オープンオフィス当日は、多摩パブリックに所属される多くの会員も多忙の中参加して頂き、いろいろな話を聞くことができました。一人一人の会員が使命感をもって日々の業務（その業務も困難な事件や非常に手間暇がかかる事件が多いです）を行っていることが話の端々から窺われ、本当に頭が下がる思いでした。

私自身としては、公設事務所は、普通の弁護士が扱うことを躊躇する困難な案件を採算や効率性の観点からだけではなく、弁護士としての使命から積極的に取り組む重要な事務所であると思います。このような活動は、弁護士への社会的信頼を得るための重要なものであることは明らかで、今後もその重要性を否定することができないのではないかと思われます。

私は、公設事務所についての知識が浅い状態でオープンオフィスに参加させて頂きましたが、多摩パブリックでの会員の方々（特に若い会員）の日々の業務の取り組み状況を垣間見ることで、私自身が大きなエネルギーを貰うことができる貴重な機会を得ることができました。

3. オープンオフィスを実施して

東京パブリック法律事務所



弁護士法人東京パブリック法律事務所 所長 釜井 英法 (40 期)

1 はじめに

2018年9月6日と10月9日の午後、東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）開設後初めて、東弁の一般会員の皆様向けに「オープンオフィス」を開催した。残念ながら、2回とも開催のお知らせが直前になってしまったため、1回目が5名、2回目が1名と参加してくださった方は多くはなかったが、大変有意義な交流ができた。

2 これまでの東パブの活動の情報発信

東パブが東京弁護士会最初の都市型公設事務所としてスタートしたのは、2002年6月。キャッチフレーズは、都市の中の「市民の法的駆け込み寺」。東京弁護士会の支援のもとに設立された法律事務所として、周辺自治体、社協等の関係諸団体や士業の方々と連携しながら、16年間、池袋の地で活動をしてきた。

しかし、これまでの東弁会員のみなさんへの情報発信は、公設事務所運営特別委員会や年1回の常議員会での活動・財務報告、数年に1度のLIBRAなどでの報告程度に止まっていた。

3 都市型公設事務所の役割と支援の在り方についての議論

2018年3月、会内に公設事務所のあり方検討プロジェクトチームが設置され、今年度、都市型公設事務所の役割と支援の在り方についての議論が集中的になされることとなった。

そこで、各公設事務所がどんな活動をしているのかを会員の皆様に広く知ってもらう必要があるという観点から、公設事務所運営特別委員会などで議論をした上、①これまで各年度末に1回程度しかしていなかった常議員会での各公設事務所の報告を、年度途中

に各公設事務所が1回ずつ行うこと、②一般会員の皆様向けに「オープンオフィス」の日を設けて、各事務所を見学していただき、意見交換をする機会を作ることとなった。東パブは、9月の常議員会でパワーポイントを用いて、東パブ全体と外国人部門の報告をさせていただいた。いつもの年度末のレジュメのみをもとにした短時間の報告の時とは違った常議員の皆様への反応を感じた。

4 初めてのオープンオフィスの経験と感想

もう一つの試みである「オープンオフィス」は初めての経験だった。2回のオープンオフィスでは、所長、外国人部門、福祉部門の責任者からの報告に加えて弁護士職務経験中の「検察官」や養成中の若手弁護士からも普段の活動や思いについて率直な報告をした。参加してくださった会員の皆様からは、困難事案の多さ、外国人部門、福祉部門の活動の貴重さ、採算性の問題などについて率直なご意見をいただいた。

初めてのオープンオフィスの感想は、①自分たちの活動や「思い」を一般会員の皆様にリアルに伝えることができたのではないかと、②頑張りすぎて疲弊したり、困難に直面したときは個人や組織は内向きになる傾向があるが、自分たちも、この間ずっと内向きになっていたのではないかと、③自分たちが抱える「都市の中の司法過疎の現場」の最先端情報を一般会員の皆様と共有することがお互いにとって有用であり、もっと私たちの側から情報を発信していかなければならない、発信する場を作っていくべきと感じた、ということである。

これからも、情報発信・共有の場としてのオープンオフィス企画を活用していきたいと思う。

3. オープンオフィスを実施して

北千住パブリック法律事務所



弁護士法人北千住パブリック法律事務所副所長 鈴木 加奈子 (59 期)

1 はじめての試み

2018年8月20日（1回目）と10月24日（2回目）に、オープンオフィスを実施した。広く東京弁護士会の会員の皆様に、公設事務所を知って頂こうという企画で、初めての試みであった。各会派や常議員会から、1回目には9名、2回目には5名の会員の皆様にご参加頂いた。

2 当日の様子

オープンオフィス当日は、弊所から簡単に事務所の概要をご説明した。参加者の方々からは、刑事事件の割合や事件受任のルート（ほとんどが区役所での相談や法律相談センター、法テラスの指定相談所での法律相談から）、地方赴任予定者の養成の状況について等のご質問を頂いた。

1時間ほどのご説明、意見交換の後は、当日予定されていた刑事弁護実務検討会（1回目のテーマは、障がいを抱えた方の刑事弁護について、2回目のテーマは、証拠開示について）の様子を見て頂き、一部の方はそのままご参加頂いた。

3 今後の公設事務所の役割

北千住パブリック法律事務所は、①刑事事件対応型公設事務所であること②市民のための法律相談所であること③弁護士過疎地域へ弁護士を派遣すること④法科大学院の臨床教育に貢献することを設立目的として設立された。

もともと、設立当初に比べ、刑事事件を受任する会員も増えてきていること、足立区など23区の東部地域にも法律事務所が増えてきたこと、過疎地への赴任希望者が減っていること、法科大学院の閉校など状況も変化しており、公設事務所に求められる役割も変化していくものと考えている。

北千住パブリック法律事務所も、裁判員対象事件や障がいを抱えた方の刑事事件の比率が増えてきたり、区役所などからのニーズを弊所のみでなく、足立区内の他の法律事務所や関連士業と協力して解決していくハブ的な機能を果たしたりと変化しながら、時代にあった公設事務所の役割を模索しているところである。今後とも、多くの会員の皆様に公設事務所を知って頂き、公設事務所の果たすべき役割について、様々な意見を頂きたいと考えている。

刑事実務検討会については、HPで日時をご案内しております。身近で刑事事件について相談できる相手がいなく思われている若手会員の皆様のご参加をお待ちしております。



事務所説明の様子

3. オープンオフィスを実施して

三田パブリック法律事務所



弁護士法人三田パブリック法律事務所 渡辺 千恵 (58期)

三田パブリック法律事務所は、都営地下鉄三田線の三田駅に近い、ビルの中に所在している。もともとは、東京パブリック法律事務所の外国人・国際部門(FISS)の事務所が設置されていた場所に、2016年9月、渋谷パブリック法律事務所三田支所が併設され、2018年4月より、三田パブリック法律事務所としてオープンした。

2018年9月27日(木)、東京弁護士会の会員の皆様に向けて、公設事務所としての当事務所の様子や活動をご覧戴くため、オープンオフィスを実施した。夏休み後の多忙な時期にもかかわらず、楠本維大会員、沼宏一郎会員、谷口琢哉会員、大塚康貴会員に、当事務所にお越し戴いた。

現在、三田パブリック法律事務所は、法科大学院生を対象としたリーガルクリニックを実施することを、中心的な活動としている。本年度は、慶應義塾大学・中央大学・青山学院大学の各法科大学院生を対象に、夏休み期間中、担当弁護士1名につき複数の法科大学院生3人を1組のグループとして、実際の事件に携わってもらい、当事者との打ち合わせ、接見、提出

書面の作成、弁論準備期日等への出席等、弁護士と一緒に事件活動を行なった。その合間にゼミ形式の授業等や、最後の総まとめとして、全チームのプレゼンテーションと議論の場である報告会を実施した。

オープンオフィスに参加して戴いた方々には、2018年9月14日に実施されたばかりのリーガルクリニック報告会の写真や、学生の作成したレジュメなどを見て戴いた。出席者は話しやすい方ばかりであったので、完全経費分担制の事務所とした経緯、その結果所員の増員に苦慮していることなど、ざっくばらんな雰囲気の中で、公設事務所の問題点についての意見交換もさせて戴くことができた。

今回の企画は、公設事務所の活動を広く会員の方々に知って戴くということが目的であったと思うが、実際に実施してみて、多忙の中貴重な時間を割いて、私達のオープンオフィスに参加して下さる会員の方々がいること、そうした方々と直接お会いして話ができること自体がとても嬉しく、むしろ私達の方が、会員の皆様に励まして戴く企画だったのではないかと感じた次第である。



【1】三田パブ開所時のシンポジウム



【2】【3】LC報告会

3. オープンオフィスを実施して

多摩パブリック法律事務所



弁護士法人多摩パブリック法律事務所 西島 正 (30 期)



多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）は、2018年9月6日（木）と11月1日（木）の2回、「オープンオフィス」を実施し、それぞれ夕方1時間30分ほどの間に、参加された会員の方々に、スライドや資料をもとに事務所の活動と経営の実態を説明し、事務所の中をご案内した後、懇談会を行った。1回目は、企画をお知らせしてから開催まで間がなかったにもかかわらず5名の、また、2回目は、弁護士会多摩支部の関係委員会に広報したこともあって、多摩支部会員4名を含む8名の会員においでいただいた。参加された会員の大半が各会派の中心を担う50期以降の会員で、懇談会では「聞いているのと実際に見るのでは、やっぱり違いますね」という感想と併せて、事務所の経営まで視野に入れた貴重なご意見をいただいた。

多摩パブは、2018年が設立10周年にあたっている。7月には「地域連携」をテーマにした記念シンポジウムを開催し、自治体や福祉団体を中心に、日ごろお世話になっている多摩地域の方々にご参加いただき、10年間の事務所の歩みを振り返るとともに、地域における公設事務所の活動の方向性についてアドバイスをいただいた。多摩パブは、設立趣意で、①多摩地域の公的刑事弁護、②多摩地域におけるリーガルアクセスの改善、③多摩地域で公益的活動を担う若手法曹の養成、という3つの活動の柱を掲げて日々実践してきた。特に、10年間一貫して力を注いできたのは、地域に密着して、地域の中で本当に司法の援助を必要としながら、費用面や事務所へのアクセス面で法律事務所に足を運ぶことが難しい高齢者・障がい者、子ども、DV被害者などの社会的弱者にとってのセイフティネットになることだった。そのために、多摩パブでは、「地域回り」と名付けて、毎年1回、弁護士と事務局員がコンビを組んで多摩の30自治体全部の市民相談窓口や福祉の窓口を訪問し、事務所

の活動を紹介するとともに、弁護士に対するニーズや取り組むべき課題についてのヒントをいただく活動を続けて、相互に「顔の見える関係」を作ってきた。その結果、多摩パブに自治体窓口を通して入ってくる法律相談の件数が増え、「多摩地域のセイフティネットの役割を担っている」という評価をいただけるまでになった。

「オープンオフィス」は、こうした多摩地域のセイフティネットに懸ける多摩パブ所員の思いを、所外の弁護士に知っていただくよい機会になった。同時に、参加者からいただいた「弁護士会が取り組むべき課題を、皆さんがやっていることが分かりました。弁護士会が支援すべき活動だと思います」という言葉は、所員にとって大きな励みになった。

今回のような「オープンオフィス」は初めての試みだったが、実際に経験してみて、改めて、公設事務所の活動の意義を所外の会員に知らせる努力を、私たち自身が等閑にしていたと実感した。「来て、見て、感じて」いただく企画は、今後も続けていく予定である。会員の皆さまには、ぜひ、立川まで足を運んで実像に接していただきたいと思う。



多摩パブ10周年記念シンポ（～地域連携の現場から～）

4. 活動アピール

東京パブリック法律事務所



弁護士法人東京パブリック法律事務所 伊藤 崇 (58期)

1 FISSとは

2010年11月、東京パブリック法律事務所内に外国人・国際部門 (Foreign nationals and International Service Section, 略称FISS) が設立された。その後、三田での支所開設・閉鎖などを経て、現在は池袋で6名の弁護士が所属している。外国語での相談対応が最大の特徴であり、現在は英語・中国語・スペイン語・フランス語での対応が可能となっている。これを支えるのは4名の事務局であり、事務局自身が複数言語を操り、海外からの相談予約などの特殊需要にも対応している。

相談件数は月ごとに変動するが、おおよそ30件～60件、その他過去依頼者からの個別問合せや牛久・品川の被收容者からの面会要請もある。また、全国の外国人事件対応弁護士間での情報交換・情報提供を目的とするLNF (外国人ローヤリングネットワーク) 事務局機能もFISSが担っている。

2 FISSの活動目的

FISSの活動目的は外国人が当事者となる案件における司法過疎の解消である。ひまわりサーチによれば、現在、東京のみ・英語対応可能のみであれば200人超の弁護士が対応可能として登録している。しかしながら、そのうち(個人事件を扱う弁護士であれば通常対応するはずの)民事扶助案件を取り扱う弁護士は77人に過ぎず、埼玉・千葉・神奈川の隣県を含めても90名に満たない。今日、英語対応可能な弁護士は(東京では)相当数いても、その多くは企業法務に従事しており、英語での一般個人事件に対応しうる弁護士数は未だ限られていることが示されている。更に、中国語・スペイン語・フランス語

に関しては各言語に対応しうる者自体が極めて限られており、その中で民事扶助案件を取り扱う弁護士は各1～4名にすぎない(以上について【資料1】)。

これらは各言語での相談需要がないことを意味するものではない。現在、正規在留者としての外国人は全国に約250万人、うち関東地方一都六県に約120万人が生活し、現在FISSが対応可能な英語以外の言語圏の出身者も半数以上が関東圏で生活している(【資料2】)。

外国語相談の需要はあれども対応可能な弁護士が限られている、これが、FISSが解消を目指す「外国人が当事者となる案件における司法過疎」である。(※なお、筆者は2年間秋田県能代市のひまわり基金法律事務所へ赴任経験がある。同赴任時代はあらゆる相談が自分の元に押し寄せていたが、FISSの業務はそれとほとんど変わらず、ただそれを英語で行っているだけという感覚である。)

3 「当たり前前」のことを「当たり前」に

誰しも外国人であるからといって正しいことを諦めたくはないし、困った時は母国語で相談したい。当たり前前のことのはずだが、現時点では東京ですらそのことは実現できていない。しかし、それでいいはずがない。弁護士側の人材の不足や財源など課題は山積しているが、当たり前前のことを当たり前にする、そのことがFISSの役割と考えている。

【資料1】H30.11.4現在のひまわりサーチの検索結果

検索条件：各言語×「民事扶助取扱いあり」

	東京	埼玉	千葉	神奈川
英語	77	3	3	4
中国語	4	0	0	0
スペイン語	3	0	0	0
フランス語	1	0	0	1

検索条件：各言語のみ

	東京	埼玉	千葉	神奈川
英語	200超	5	7	27
中国語	17	0	1	2
スペイン語	5	0	0	0
フランス語	9	0	0	2

【資料2】外国人事件の潜在的需要

(H29.12在留外国人統計 都道府県別 国籍・地域別在留外国人(総数)より筆者において抜粋、言語圏別の合計人数は筆者において計算)

	全国	関東
中国語圏	787,614	447,693
スペイン語圏	69,413	35,206
フランス語圏	30,535	19,516

都道府県	全	茨	城	栃	群	馬	埼	玉	千	葉	東	京	神	奈	川
総数	2,561,848	63,491	39,896	55,137	167,245	146,318	537,502	204,487							
中国	730,890	12,827	6,764	7,104	65,607	49,585	205,041	66,675							
台湾	56,724	1,398	1,018	500	3,183	3,459	19,281	5,251							
ベルギー	861	10	2	2	16	31	381	84							
フランス	12,503	134	43	35	332	310	6,627	1,073							
ルクセンブルク	46	-	-	-	1	2	28	5							
スペイン	3,037	41	8	19	117	106	1,201	296							
スイス	1,139	14	5	7	23	41	468	132							
アフリカ各国	15,939	561	222	233	1,967	1,374	3,440	1,889							
コスタリカ	169	2	5	5	7	13	29	33							
キューバ	249	3	2	1	14	13	80	19							
ドミニカ共和国	519	16	16	13	35	19	46	184							
ドミニカ	10	-	-	-	-	1	5	2							
エルサルバドル	131	4	1	3	9	9	23	19							
グアテマラ	137	7	3	1	5	9	33	15							
ハイチ	36	-	-	4	-	2	11	5							
ホンジュラス	167	5	4	1	8	17	30	8							
メキシコ	2,566	52	26	31	124	262	584	266							
ニカラグア	86	6	-	1	4	4	13	16							
パナマ	54	-	-	1	5	2	18	3							
アルゼンチン	2,728	52	125	169	178	102	309	660							
ボリビア	5,751	109	358	511	160	179	113	757							
チリ	691	20	8	41	63	83	159	39							
コロンビア	2,384	77	44	48	181	232	541	299							
エクアドル	224	-	-	3	10	10	43	52							
パラグアイ	2,040	23	94	197	212	91	68	254							
ペルー	47,972	1,660	3,230	4,739	3,495	2,738	1,976	6,458							
スリナム	5	-	-	-	-	-	3	-							
ウルグアイ	102	1	-	7	6	4	22	6							
ベネズエラ	391	25	15	7	11	16	87	43							
バヌアツ	11	-	-	1	-	-	1	-							
無国籍	633	20	12	21	51	31	96	140							

4. 活動アピール

北千住パブリック法律事務所



弁護士法人北千住パブリック法律事務所副所長 押田 朋大 (63期)

1 はじめに

2004年に北千住パブリック法律事務所が設立されてから、今年で15周年を迎えることとなった。この15年間の間に刑事弁護をめぐる情勢は大きく変化した。会員数の増加に伴い、刑事国選事件の担い手はこの15年間で大きく増加した。一方で、裁判員裁判の開始とそれに伴う公判前整理手続きの導入、そして証拠開示についても大きな変化があった。また、協議・合意制度や刑事免責制度が導入されるなどの制度変更に加えて、障害を持つ被疑者被告人の弁護においては福祉関係者との連携を行うことなど、刑事弁護人が求められる役割は多様かつ複雑で困難なものへと変化してきていることも紛れもない事実と言える。

2 困難事件への対応

刑事弁護の担い手が増加したことそれ自体は喜ばしいことではあるが、しかしそれでもなお、担い手を見つけることが困難な事件は未だ少なからず存在するというのが実態である。国選事件で担い手がなかなか見つけれない事件を滞留事件と便宜上呼ぶとすると、滞留事件は、①一審で有罪無罪が争われた控訴審や上告審の事件、②被告人が遠方の拘置所にいる上告審事件、③一審であっても、刑事訴訟手続きの途中で私選弁護人が辞任もしくは解任された事件など、通常の国選事件に比して大きな労力を要したり、困難性があつたりする事件である。そのなかには、いわゆる特別案件（弁護人に対する暴行脅迫等により前任の国選弁護人が解任された事件）も含まれる。

上記のような事件を当事務所では積極的に受任することとし、2018年1月から11月までで約10件の受任を行っている。このような事件を受任することはとりわけ経験の少ない若手弁護士にとっては小さくない

精神的負担を伴うところであるが、所員の先輩弁護士も数多くこのような事件を受任しているため、所内で相談に乗ったり、ときには愚痴を言いあつたりすることにより、全員で取り組む気持ちでがんばっているところである。

このほか、裁判員裁判に対応するため、所員全員が裁判員裁判対応名簿(X1)に登録し、また所員の多くが障がい者事件対応名簿(SH)に登録し、様々な事件に対応できるような体制を採っている。

3 刑事弁護人の養成

当事務所はこの15年間の間に多数の卒業生を輩出しており、2015年から2018年の4年間で把握しているだけでも15件以上の無罪（一部無罪を含む）を現役所員もしくは卒業生が獲得している。もちろん、無罪の獲得だけが刑事事件の目標ではないものの、一つの指標としては瞠目するものがあると言える。かかる成果は、当事務所が一貫して優れた刑事弁護人を養成し続けてきたことを意味していると言えると思料される。また、当会の刑事弁護センターでも数多くの現役所員や卒業生が多くの役割を果たしているところである。

なお、卒業生から現役所員の知識・経験の還元も活発に行われており、所内では定期的に刑事経験交流会と称して、卒業生にも多く参加してもらい、若手の抱える事件や、近時獲得された無罪事件を題材としながら、勉強会を行うなどすることにより、次代の刑事弁護人を現在も養成しつづけている。

4 刑事弁護の発信基地として

上記のような活動によって得られた知識や経験は東京弁護士会会員の会費によって支えられており、当事務所が独占すべきものではないため、当事務所では所

員が弁護士会の研修の講師を務めたり、刑事弁護実務検討会と称したロースクール生や修習生、所外若手弁護士のための勉強会を行ったりすることにより、また刑事弁護の情報を発信する活動を行う刑弁フォーラム（弁護士向けの研修の開催やメーリングリストの設置を行っている）の事務局を所員が務めるなど、刑事弁護に関する発信基地としての役割も果たしている。

さらには、エクスターンや選択型の修習生を受け入れることにより、弁護士になる前の方についても刑事弁護に触れていただくことにも努めているところである。この点については今後ますます力を入れていきたいと考えているところである。

5 刑務所相談の担い手

当事務所が北千住に所在し、東京拘置所の最寄り駅である小菅駅から一駅という立地であることに加え、普段から刑事被告人に接する機会が多いことも相俟って、東京拘置所に収容されている被告人や受刑者の法律相談を行っている（以下「刑務所相談」という）。具体的なスキームとしては、法テラス東京から刑務所相談担当の打診があり、当事務所では全弁護士がかかる刑務所相談を担当している。2017年には20件の相談に対応したところである。

刑務所相談のなかには、訴訟を提起されているなど弁護士の受任の必要性が高いものも少なくなく、そのような事件を受任しているが、当然のことながら打ち合わせのために事務所へ来所することができないため、拘置所に面会に行かなくてはならず、また、刑事裁判が確定すると遠隔地の刑務所に行ってしまうことも少なくなく、意思の疎通には非常に労力を伴うところである。しかしながら、かかる被収容者の裁判を受ける権利も当然のことながら擁護される必要があることは言うまでもない。当事務所では設立以来「最後の弁

護人」（他の弁護士が引き受けない事件も積極的に受任し、その任を全うする）を標ぼうしてきたところである。ほとんどが民事事件であるため「弁護人」ではないものの、理念としては共通するところがあるため、所員一同日々努力しているところである。

6 刑事弁護の枠を越えて

以上紹介させていただいたこと、設立経緯などから、当事務所は刑事弁護だけを担当しているように思われがちであるが、必ずしもそうではなく、その他の役割も果たしている。当事務所が立地する足立区は平均世帯年収が23区のなかでは最も低く、高齢化率も23区のなかでは上位に位置しているところであり、様々な民事、債務整理事件に対する対応が求められているところである。当事務所は北千住法律相談センター及び法テラス指定相談所の運営を当会から委託されており、その相談担当も少なからず担当しているほか、足立区の地域包括支援センター等と連携して多くの成年後見事件を担当するなどしているところである。近年は東京家庭裁判所から成年後見人就任の打診を受けることも多くなってきている。弁護士法人として法人が後見人に就任し、所内のメンバーで分担して業務に当たれることが強みの一つとなっているが、その分虐待対応などの困難事件の対応を迫られることもあり、対応に苦慮する場合も少なくない。

7 終わりに

上記紹介させていただきましたが、当事務所は当会会員のみなさまの大きな支援があって成り立っています。所員一同これからも懸命に励んでまいりますので、今後とも、当会会員のみなさまのご理解と温かいご支援を賜れますようお願い申し上げます。

4. 活動アピール

三田パブリック法律事務所



弁護士法人三田パブリック法律事務所 三澤 英嗣 (48 期)

1 概要

三田パブリック法律事務所（以下「三田パブ」と略）は、2018年4月から、國學院大學法科大学院内に設置されていた渋谷パブリック法律事務所（以下「渋パブ」と略）が法人名称を変更した公設事務所である。それに伴い、事務所の本所も、國學院大学内から、2016年9月に設置された渋パブ三田支所（港区芝4-3-11）へ移転した。従前は、大学内にある公設事務所として極めて珍しい事務所形態であったが、最寄りの鉄道駅からは距離があったため、利便性に欠けるのではないかと指摘されていた。今回の本所移転で、都営地下鉄三田線三田駅から徒歩2分と、アクセスは格段に便利になった。

2 三田パブ設置の戦略的位置づけ

三田パブが設置されるに当たっては、会内の渋パブ問題プロジェクトチームと臨床法学教育検討プロジェクトチームのおよそ3年間にわたる議論の末、2016年7月の2度の常議員会を経て、次のとおり、その位置づけが確認された。

すなわち、三田パブは、渋パブ同様、任官推進や他職経験受入、地域連携等の目的を有しながらも、その中核的目的は、一貫して、法科大学院生に対しリーガルクリニックという臨床法学教育を施すことである。そして、それと同時に、さらなる将来構想として、「当会の各パブリックがこれまでに築いてきた刑事事件や外国人事件、更には、地域の公的機関との連携などの実績と経験を集約して、それを生かした実務教育プログラムを、法科大学院生のみならず、司法修習生、新規登録弁護士にも提供する「法科大学院—司法修習—新人研修」に一貫して対応する総合

的法曹養成を目的とする公設事務所に発展することを目指す」とされた。このことにより三田パブは、広い意味での法曹養成をめざす東弁の戦略的事務所と位置づけられた。

3 三田パブリーガルクリニックの二つの目的

とは言いつつも、三田パブの活動の中核的目的が、法科大学院での臨床教育—三田パブリーガルクリニック（以下「三田パブクリニック」と略）—であることに変わりはない。

そして、この三田パブクリニックの目的は、大きく2つある。

まず、一つ目の目的は、法科大学院生が、指導担当弁護士と生の事件の紛争解決活動を行う中で、学んできた法理論を実践的に確認しながら、実務の現場で法を用いて紛争解決することの意味を理解し、さらに自学自習にフィードバックすることである。学生は、基本六法に始まり、選択科目も含めて多くの法律を学ぶが、それらは、いずれも基本的な条文操作であり、法を駆使して紛争を解決するというレベルを感じさせるものではない。したがって、日常の学習は、ややもすると平板なものになりがちである。そこで、三田パブクリニックを受講してもらい、自らが学習している法の有用性を認識し、それを実現化することを学ぶことで、学生の普段の学習を2Dから3Dにすることを目指す。

二つ目の目的は、実は、これがとても大事なのだが、実際の紛争の渦中で、悩み辛い思いをしている人の「いのち」を感じてもらうことである。

相談者や依頼者の「いのち」と言うとやや大げさに聞こえるが、学生は、基本的には、教科書的な設

例しか触れたことがない。判例百選と言っても、摘示されている事実は少なく、しかも当事者を巡る人間関係や背景事情は、ほとんど分からない。極端なことを言えば、何でこんなことが裁判になるのだろうかということさえある。要件事実などとは全く異なる、紛争の本質的部分に触れることで、「人の争いとは何なのか?」「人の痛みとはどういうことか?」を感じ取ってもらう。そして、学生がこれを感じ取ることが、法律専門職に就くことの意味に繋がり、自らの学習や今後の進路の土台の一部になっていく。

三田パブクリニックは、常にこの二つの目的を掲げており、このどちらか一方だけでは駄目で、両者が揃っていることを目指している。

4 2018年度の三田パブクリニック

今年度は、慶應義塾大学14人、中央大学14人、青山学院大学2人の合計30人の法科大学院生が、三田パブクリニックを受講した。慶應も中央も応募者枠を超えての申し込みがあり、抽選となった。30人中27人が2年生であり、司法試験を翌年に控えた3年生は受講する余裕がないようで、この傾向は毎年進んでいる。

三田パブクリニックでは、チーム（学生3人、弁護士1人）を組んで事件に当たるが、今年度は10チームできた。10チームの事件内訳は、民事事件3、行政事件1、外国人事件1、刑事事件5であり、例年になく刑事が多くなった。三田パブの刑事クリニックは身柄事件の被疑者弁護活動を行うことにあり、被疑者の身柄の早期解放と、不起訴処分の獲得が目標となる。今年度は、事案は軽微であったものの、5チーム中4チームが、検察官が勾留請求しない結果となった。

他方、民事事件は、コインパーキングでの車両物損事故、離婚調停（婚姻費用分担）、相続がからむ建物の明け渡し、行政事件は、幼少期から日本で生活している少年の国外退去と在留特別許可、外国人事件は、異なる国籍の外国人夫婦の離婚と子の権利関係というケースであった。バラエティーに富んでおり、いずれの事件も、学生にとって、基本的な条文と法理論から解析するには興味あるケースであった。

そして、今年度は、9月14日に、全学生及び全指導担当弁護士、さらには法科大学院教員や当会会員合計50人超が集まって、全チームによる報告会が行われた。今年度は会場の学生から発表者への質問も多く、内容の濃いものであった。

5 三田パブのこれから

受講生からは、三田パブクリニックは大変だけど想像以上に面白く勉強になるという指摘や、実際に依頼者と顔を合わせて話をしたことで、当事者の視点に寄り添った誠意ある法律家になるため一層勉学に励みたいという声があり、とても高く評価されている。また、是非後輩のために続けてほしい、夏休み以外でも実施して欲しいという強い要望もあった。

今後も三田パブは、引きつづきクリニックをさらに良質なものにしていくとともに、次世代の後輩のために、パッションを持って後進育成に取り組んでいきたいと考えている。そのためにも、是非とも三田パブに入所する弁護士をたくさん集めたいし、集めなければならない。

4. 活動アピール

多摩パブリック法律事務所



弁護士法人多摩パブリック法律事務所副所長 松原 拓郎 (55 期)



1 はじめに

(1) 地域回り

多摩地域におけるリーガルアクセスの改善を図ることは、公設事務所である多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）の設立当時の使命の一つであった。そのために多摩パブが取り組んできたのが、関係機関との連携であり、その根幹ともいえる活動が年1回の「地域回り」である。多摩地域の自治体その他関係部署を弁護士が直接訪問し、自治体関係者とまさに「顔の見える関係」を築くことで、自分から弁護士に相談しようとはならない方を弁護士につないでもらうネットワークづくりを多摩地域で実現しようと考えたものであった。

この地域回りは2008年3月から始まり、2018年で10年目となった。10年間の地域回りを通じて、多摩地域における関係機関と弁護士との連携が深まる一方で、現場の職員の方から漏れ聞こえる本音にも触れることができるようになった。そして、関係機関の方々にとっても弁護士の「敷居」がまだまだ高く感じられていること、それをなかなか正直には言いにくかったということもわかってきている。

(2) 聞き取り調査結果ダイジェスト

そこで今日は、多摩パブの活動報告にかえて、情報の弁護士会への還元として、2017年に実施した地域回りの際に①自治体の市民相談窓口②社会福祉協議会③自治体の福祉関係部署④消費者相談センターの各部署で行った聞き取り調査の結果について、結果を簡略化して整理し、ご紹介することとした。

2 市民対応で生じる課題

まず市民相談窓口では、多くの自治体で、相談希

望者があふれた場合の対応に苦慮している。また、市民を外部相談に速やかに確実に紹介し紛争解決につなげたい場合に、迷わず安心して紹介できる公的相談場所、または費用面の心理的バリアをクリアできる公的相談場所が不足している。お金の面で不安を持っている市民はそのために弁護士の所に行かない方も多く、紛争を抱えていても、相談が有料というだけでその先の支援につながらないケースが多くみられる。

そのほか各機関から同時に出てきたのは、たとえば弁護士会相談センターや法テラスへの紹介の場合「どのような弁護士につながるのかわからないので不安がある」「紹介したのに受任してもらえずに戻ってきた」「紹介先での相談対応に不満があったようで、その後こちらに苦情があった」などの声である。一度そういったことがあると次からは紹介しにくい・紹介しなくなる、という声も聞かれる。さらに、法テラスを紹介しようとしても資力基準の説明ができない、との声も多くあった。

その他、「(自治体等の) 相談窓口に来てもらえない」という回答もあったが、話を聞いていると、これは広報一般の問題というより、当該市民に法律相談の必要性や動機付けを感じてもらうこと自体の困難の指摘のようなのである。そのような場合の対応の困難も感じているようで、このような段階での一次相談先の必要性を訴える声が多く聞かれた。

3 法的サービスに求めること

紛争解決に向けたアドバイスの際は、単に法的に正確なアドバイスをすれば足りるのではないこと、「法的解決＝地域の解決」ではないこと、地域生活を続けていく視点や配慮をしてくれないと、真の意味での

紛争解決にはならず、その後さらなる紛争を呼び起こしかねないこと等の指摘が多かった。「法律見解を事務的に伝えるだけでなく、相談者にあった言い回しをしてもらいたい」という希望もあった。弁護士の言動等についての強い不満や苦情は、福祉的対応が必要な部署でとくに多く聞かれた。

社協等では「困難ケースで専門家の助けが欲しい」という声は多く聞かれた。虐待案件などの困難案件への弁護士の積極的関与が切実に求められている。また、福祉職は法律の専門家ではないため、「対応が法的に正しいか不安」な際に「気軽に相談できる弁護士」がほしいとの声が多く聞かれた。狭い意味での「市民」だけでなく、このような現場福祉職が不安なく業務を行うための法的サービス・支援の提供も、市民と接する現場から強く求められている。

弁護士会相談センターや法テラスへ紹介してもうまく支援につながらなかった経験談も、多数聞かれた。「ケアマネや包括職員が法律の専門家につなげるといった問題意識を持つことがまず必要と思われる。しかし、弁護士と接する機会がないため、イメージを持ちづらいかもしれない」との指摘もあった。日ごろから「法律相談」以外の場所でこれらの職種と接点を持つ工夫を積極的に行う必要がある。

4 情報不足

各部署で、「各士業の専門分野がわからない」「各相談機関の違いがわからない」等の情報不足についての回答があった。前者は弁護士・司法書士・行政書士等の違いが一般には理解されていない、混乱している実情、そして本来弁護士に相談すべき紛争も他士業に振り分けられている可能性等も示し、後者は弁護士会（法律相談センター）と法テラスとの違いがわ

からないということ等を示している。各機関の担当者には正確な情報を継続的に（担当者が異動で変わっていくことを踏まえて）周知広報活動を続けていく必要があること、また混乱がないように、広報活動においても一定程度の連携の試みが必要ではないかという課題等を示唆している。

5 補足、総括

この機会に現場からいただいた声のご紹介を試みたが、簡略化したご紹介も難しく、正確に、かつ十分にお伝えするには、やはり到底紙幅が足りない。より詳しいご報告は、多摩パブ10周年記念誌「つながりあい 未来へ」をご参照いただきたい。



なお各機関は、不満があっても、その場ですぐに弁護士・弁護士会に率直に伝えるのには関係上の躊躇があるようである。弁護士会に苦情が上がっていないからといって苦情や不満がないわけではないことには注意が必要で、その意味での「距離」の遠さにも、弁護士会として引き続き対策が必要と思われる。

このような聞き取り調査結果の簡単な報告でも、今後の弁護士会の取組みにとって何らかの参考となれば幸いである。

5. 公設事務所のこれから

公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム 報告



公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム座長 磯谷 文明 (46期)



1 公設事務所のあり方の見直しの経緯

平成28年度末、当会は北千住パブリック法律事務所（以下、本稿では紙幅の関係で「法律事務所」を省略する）からの要請に応じて1000万円を貸し付けたが、その直後の平成29年度初めに、同法律事務所から再び1000万円の借入申込みがあった。平成29年度、筆者は公設事務所の担当副会長を務めており、執行部においても検討をする一方、財務委員会の意見を聴いたところ、同委員会から、公設事務所全体に対する貸付残高が1億円を優に超えている現状も踏まえると、公設事務所のあり方について抜本的な検討が必要である旨の意見があった。

その後、北千住パブリックについては、同法律事務所側の経営努力や経費削減等により改善がみられたが、平成29年度後半には東京パブリックの経営状態が悪化し、1000万円を貸し付けるに至った。もはや問題は特定の公設事務所の問題にとどまらないことは明らかであったため、平成30年2月、公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム（以下、PT）を設置し、全面的な検討を開始した。

PTは、「会長の諮問に基づき、公設事務所における人事上及び財務上の問題に対する解決策、公設事務所のあり方、及び本会の公設事務所に対する支援のあり方等を検討し、その結果を会長に意見具申することを目的」とし、担当副会長、公設事務所運営特別委員会（以下、委員会）委員長、副委員長などのほか、監事経験者や若手会員を含む約20名で構成された。なお、公設事務所の所属弁護士は委員ではないが、PTで検討する改善策が現場から乖離したものであってはならないため、オブザーバーとして参加した。

第1回は平成30年3月1日に開催され、以後、平

成30年11月末までに合計13回開催された。

2 PTにおける検討状況

(1) 公設事務所のあり方について

PTでは、公設事務所が、最初に設立されてから15年余を経過した現在もなお、社会的に有益な活動を続けていることが確認された。すなわち、いずれの事務所も市民の司法アクセスの改善に大きく貢献していることに加え、東京パブリックにおいては外国人・国際部門を設置し、外国語の堪能な弁護士やスタッフを配置して、外国人の権利擁護に尽力している。北千住パブリックは刑事弁護の牙城として、一般会員が敬遠するような困難事件を多く手がけるとともに、刑事弁護のエキスパートを養成輩出している。三田パブリックは慶應義塾大学、中央大学、そして青山学院大学の各法科大学院と連携し、臨床法学教育の発展に寄与している。多摩パブリックは多摩地域の自治体と緊密に連携をとりつつ、地域の法的ニーズにこまめに対応している。こういった活動は、当会の社会的プレゼンスを高め、弁護士全体への信頼を醸成しているものと考えられる。

また、各公設事務所の財務状況を精査したところ、各事務所の経営努力や経費削減を背景に、全体的には持ち直してきていることが明らかになった。先に述べた北千住パブリックは、弁護士給与の減額も含めた、いわば身を切る改善策が功を奏している。また、東京パブリックはいまだ厳しい経営状況ではあるが、事務局職員削減とともに、弁護士に経費分担を求める方針を打ち出し、立て直しを図っている。

PTとしては、公設事務所の業務内容や経営改革を好意的に評価し、当面、現在の4つの公設事務所をそのまま維持し、支援していくことが相当であると

した。ただし、公設事務所側が今後も経営努力を続けることが前提であり、具体的には、①事務所収入及び当会による既存の経済的支援の範囲内で公益的な活動を行うものとする、②毎年度事業計画を立案し、予算を作成し、本会に提出すること、③相応の内部留保を確保するよう努めることを、公設事務所の経営の指針とすべきであるとした。

(2) 現行の貸付制度の廃止と新たな緊急支援

当会の公設事務所全体への貸付残高は、すでに1億数千万円に達しており、返済期限も最も長いもので2049年となっている。PTにおいても、もはやこれ以上貸付を続けることは困難であるという見解で一致した。現在、当会は公設事務所に対して、事務所を所有または賃借した上で無償で貸しており、さらに規格外、OA機器等の更新費用も援助できることとなっている（公設事務所設置・運営に関する規則7条には、「本会は、公設事務所の開設（移転を含む）・維持のため、建物、造作・内装及び事務所情報機器等設備を購入し、又は賃借し、これを公設事務所に無償で使用させることができる。」と定めている）。PTでは、前記のとおり、公設事務所は基本的にこういった既存の支援の範囲内で公益的な活動を行うべきであるとした。

しかしながら、公設事務所も突発的な売上減あるいは経費増に見舞われることがある。公設事務所の所属弁護士は任期制を採用しているところ、中堅弁護士が退所しても直ちに新しい弁護士を補充できるとは限らないし、仮にできたとしても、新しい弁護士が顧客を獲得し同等の売上を上げるようになるまでには時間を要し、その間、一時的に売上が落ちることがある。また、経営努力の一環として事務局職員を削減する場合、一時に多額の退職金の支払等が発生

する場合も考えられる。このような場合、公設事務所の経営努力と直接関係なく、一時的な資金ショートが生じるおそれがあるため、何らかの経済的な支援をすることは避けられないと思われる。

PTでは、緊急の援助として渡し切りの援助と貸付について検討した。前者は当会の財政にも余裕がない昨今、会員の理解を得にくいであろうと思われたが、一方で、後者は既存の貸付制度の差異化が課題となった。結局、PTでは上記のような場合の緊急の支援策として、新たな貸付制度を創設することが望ましいと考えるに至った。新たな貸付制度では、貸付の要件をやむを得ない場合に限ることや、常議員会の事前または事後の承認を要するなど手続を厳格にすること、1回当たりの貸付金額につき上限を設定し、さらに貸付残高に上限を設けること、返済期限を短く設定することなどが考えられる。

(3) 判検事その他職経験受入れに対する支援

司法制度改革における重要施策の一つである判検事その他職経験の受入れについて、近年、企業法務を中心とする大手法律事務所に偏っているようにも思われるが、公設事務所のように一般市民の事件を多数取り扱っている事務所に在籍することは、判検事にとって非常に有益な経験となるものと思われる。しかしながら、常に損益分岐点付近で経営している公設事務所にとって、必ずしも売上につながらない判検事の受入れはかなりの負担であり、実際、事実上断らざるを得なかったこともある。

このように考えると、当会として、公設事務所に判検事の受入れを要請し、公設事務所が受け入れた時は、一定額の経済的支援をすることは、公設事務所の負担軽減にとっても、判検事その他職経験制度の発展にとっても、好ましいことと思われる。

弁護士任官の推進や弁護士過疎対策も重要施策であるところ、退官して復帰した弁護士を受け入れる場合や、ひまわり基金法律事務所や法テラスのスタッフ弁護士として過疎地等に派遣された後、帰還した弁護士を受け入れる場合にも、同様の問題があるものと思われる。そこで、PTでは、このような場合も含めて、一定額の経済的支援をすることが望ましいと考えた。

なお、これらについては、必ずしも公設事務所だけではなく、一般の法律事務所が判検事を受け入れる場合等にも適用されてよいものと思われる。

(4) 東京パブリックの外国人・国際部門への支援

東京パブリックの設置する外国人・国際部門は、先に述べたとおり、外国人の権利擁護や国際的な事件に取り組む、他の公設事務所にはみられない特徴を備えている。この取り組みは、外国人労働者受入れの拡大や外国人観光客の急増、さらには2020年の東京オリンピック、パラリンピックを念頭に置くと、当会が事業として取り組む価値のあるものと思われる。

ところが、外国人・国際部門は多言語に対応する必要があるため、複数の言語に対応できる事務局をそろえる必要があり、相対的にコストが高くならざるを得ない。また、東京パブリックに依頼する外国人の多くは経済的に余裕がなく、コストに見合った売上を上げることは容易でない。

そこで、PTでは、少なくとも当面、当会として東京パブリックの外国人・国際部門を経済的に支援することが望ましいと考えるに至った。

(5) 既存の貸付金の免除

ところで、公設事務所全体に対する貸付残高は1億数千円にのぼるが、これらについて現段階で免除し、新たに出直すこともよいのではないかという意見もあった。しかし、現時点で公設事務所の経営は概ね良好といえることから、貸付金を免除する合理性がないとする意見が多く、PTでは見送りの結論となった。

(6) 公設事務所の広報・発信や会員への還元

PTでは、公設事務所に対し会費を原資として支援をしていくためには、会員の理解が不可欠であると考えられることから、公設事務所は、これまでも増して、公設事務所の取り組みを会員に対し分かりやすく広報・発信するとともに、会員に対し還元できることはなるべく還元することが望ましいという意見が多く出された。

3 おわりに

規則改正や予算立てに関する事項については、執行部において然るべく検討ないし準備を進めているところである。また、公設事務所の広報・発信や会員への還元については、公設事務所と委員会との協議のなかで、よいアイデアが出てくることを期待したい。

INTERVIEW：インタビュー



株式会社ナビット 代表取締役 福井泰代さん

「のりかえ便利マップ」と聞いてすぐにピンと来ない方でも、地下鉄などの駅に貼ってある、〇〇裁判所に行くのに何号車に乗れば最寄りの階段が近いかが分かるあれ(左の写真の背景にも写っています)、と言われればすぐに分かるのではないのでしょうか。

その「のりかえ便利マップ」発明者の福井泰代さんに、「のりかえ便利マップ」の発明から採用までの秘話、起業に至った経緯、社長としての心構えなどをお聞きしました。

聞き手・構成：西川達也

— 子ども時代は、どのようなお子さまだったのでしょうか。後に、発明や起業に繋がるようなエピソードはございますか。

神奈川県箱根町というところで、実家が旅館をやっています、旅館の娘として育ちました。「働かざる者食うべからず」というのが家訓で、母親が旅館のおかみさんをやっていて、みんなが忙しく働いている家でした。

自宅が旅館で商売人の家なものですから、ちょっと変わっていて、普通の人と同じことをするなという感じで育てられました。例えば母の実家が農家で、カブトムシを飼っていたので、子どものころはそれを旅館で売ったりしていました。それがすごく売れたから、駅前で私と弟と一緒にカブトムシを売ったりとか。普通の家だとみっともないと思うんですけど、自分たちでいろいろ考えてやることをよしとするような家でした。

— その後、学生時代に力を入れていたことなどはありましたか。

大学時代から東京に出てきて、箱根からは通えないので、小田原にマンションを借りてもらったんです。ただ、それでも遠いので自分でアルバイトをして勝手に引っ越ししてしまったら、すごく父が怒りまして、仕送りを止められてしまいました。

それから、自分でアルバイトをして生活をしていかな

ければならなくて、大学時代から自分で塾を開いて、子どもたちを集めて、起業じゃないですけど、後輩とかを集めて塾をやっていましたね。

— 次に「のりかえ便利マップ」についてお聞きしていきたいと思います。私も本日こちら(株式会社ナビット本社)に来るときに、新宿駅のホームで「のりかえ便利マップ」を探して、九段下駅の6番出口に行くにはどの車両に乗ればいいかなと見ながら来ました。子どもがベビーカーに乗っていたころは、本当にエレベーターがどこにあるだろうとか、どの車両に乗ったら近いとかというのは切実で、大変助けられました。

有り難うございます。

— まずは、発明に興味を持たれたきっかけをお聞きしたいと思います。

もともと発明を始めたきっかけとしては、下の子どもが生まれたばかりのときに上の子の保育園の会合に連れて行ったんですけど、すごく泣いてしまって。おしゃぶりをくわえさせると泣き止むんですけど、まだ小さいのですぐに落としちゃうんですね。なので、おしゃぶりの横の空気穴にひもを通して耳に掛けるというのを作ったら、「福井さん、それ、面白いわね。防毒マスクみたい。特許を取ってみたら」と言ってくれたお母さんがいて。

そのとき初めて特許という言葉を知りました。それで発明学会というのに入会しまして、半年間の発明事業家セミナーという通信教育を受けました。それで、自分のほかの発明品があったので、そちらを1つずつ、いろいろなところに売り込んでいきました。

——「のりかえ便利マップ」もそうした発明品の一つだったのですね。

のりかえ便利マップの発明のきっかけとしては、西日暮里の駅に買物に行ったときに、ベビーカーを持っていったんですけど、エスカレーターやエレベーターが近くになくて、ホームの端から端まで歩くことになってしまったという経験がありました。ちょうど夏の暑い盛りだったので、赤ん坊がぐったりしてしまって。事前にホームのどの辺にエスカレーターとかエレベーターがあるか分かるといいな、と思って考え出したものです。

その当時、東京には地下鉄の駅が256駅ほどありまして、5か月間かけて、地下鉄の駅をすべて調べました。

——すべてお一人で調べられたのですか。

そうですね。その当時740円で全線乗ることができ一日乗車券が売ってまして、それを買って、土日を使って主人に子どもを見てもらって、端から端まで行って調べました。

——そうして作成された「のりかえ便利マップ」が起業に繋がっていったということですね。

最初は出版物にしておこうと思いついて、出版社に売り込んで。いろいろ紆余曲折がある中で、営団地下鉄（現・東京メトロ）さんに2年かかって採用していただきました。

起業のきっかけというところでは、最初、『ぴあ』さんなどいろいろな出版物に採用していただいたのですが、日本能率協会さんというところで、手帳に載せてもらうために契約ということになったときに、「個人とは取引できないので会社にしてください」と言われて、最初の会社を設立しました。

子どもが4歳と1歳のときに、自宅の2階で、有限会社アイデアママという会社をつくりました。そのときは子どもがまだ小さかったので、1年だけやらせてほしいという約束で起業しました。

——「のりかえ便利マップ」が採用されるまで2年かかったというお話がありましたが、採用してもらうまでの経緯を教えてください。

最初に「のりかえ便利マップ」を作ったときに、どうせすぐに真似されちゃうだろうなと思っていて、案の定、『ぴあ』に出たらすぐに同じようなものがいろいろな出版社から出てきました。

じゃあ、どうしても真似されても大丈夫かなと考えたときに、人間はやっぱり見慣れたもの、毎日見ているものが一番見やすくなるので、そのためには鉄道会社さんに駅に貼ってもらうのが一番いいかなと思ったんですね。

他のところは断られても何回も行ったりしていないのですが、鉄道会社さんに採用してもらうことが一番大事だと思っていたので、何年もかけて通って、採用してもらったということですね。

——一度断られてしまうと、次に行くのは勇気が要ると思うのですが…。

そうですね。まず、どこでも最初は自分の部署じゃないと言われて、広報部門に行って、総務部門に行って、営業推進部門に行くとかいろいろなところに「たらい回し」にされるんですね。

たらい回しにされて普通はそこで諦めるんですけど、1周してから、また2度目に回ってくる猛者はあまりいませんので、そこでまた2度目を回る。それでだめでも、3度目も回る。そこまですっと粘っている人はあまりいないので、そこでふるいにかけられて、初めて、「ああ、本気なんだな」と思ってもらえるというところがありました。

もちろん、その間に新しいところに採用されたら、こういうところでも採用されましたと知らせたり、宿題を出されたら新しい提案を持っていったりなどもしました。とにかく粘り強くということですね。

——現在、福井さんの会社では「のりかえ便利マップ」だけではなく、様々なサービスを提供されているのですね。

全国に、約5万8100人の「地域特派員」がいるのが私どもの会社の特徴です。お子さまが小さくてちょっと働きたいけど働けないよねという主婦の方たちに、それぞれの地域の特派員になってもらって、地域情報の収集を行って、いろいろな地域の情報をデータベースにして販売しています。

例えば、「Google」などで、会社名を検索すると、郵便番号と住所と電話番号が出てきますよね。これらは、私どもの「法人電話帳」が基データになっています。現在「Google」だけでなく、多くのインターネット上のサービスでご利用いただいています。

また、駅に行くと3Dっぽいような駅の構内図をご覧いただくことがあると思うのですが、こうした構内図の作成も行っていて、全国で約76%のシェアを持っています。駅だけではなく、空港の構内図も作っています。こうした構内図も、新しく駅ができたり、改札口や出入口が増えたりすると、地域特派員が調べて、新たな構内図を作成して納品しています。今は、オリンピック・パラリンピックが近いものですから、こうした構内図や路線図の多言語化が忙しくなっていますね。

——地域特派員は、他にどのような仕事をされているのですか。

家の外の仕事と中の仕事がありまして、主に家の外の仕事は、物件の写真撮影です。出版物の桜とか紅葉の定点観測なども、主婦の地域特派員が写真を撮っています。地域の学校や病院、銀行などの情報も地域特派員の現地調査によってデータベースを作っています。あとは、価格調査、覆面調査ですね。最近多いのが空き地、空き家の調査です。その他、携帯の電波調査をしたり、グループインタビューをしたり、ひたすら並ぶなんて仕事もあります。

家の中の仕事としては、ビルのエレベーターなどで流されている「今日は何の日？」というようなコンテンツの作成や、クイズやレシピや占いを作ったり、テレビ番組をデータベース化したり、サイトを作成したりですとか。あとチラシを収集したり、アプリをダウンロードしたりというものがあります。

——そうした新しい事業のアイデアというのは、どういふふうに出していらっしゃるのですか。

発明学会に入ったときに一番最初に習う言葉がありまして、「嫌だなと思ったらそこにビジネスチャンスがあると思え」ということです。普通に生きてると、傘を忘れちゃったとか、スマホがうまく取れなかったとか、そういうことがたくさんあると思うんです。普通の人だったら「嫌だな」で終わっちゃうんですけど、発明家は「嫌だな」と思ったらそれをメモするんですね。

メモして、「自分だったらどうしよう」と考えて、作ってみて、使ってみて、よかったら特許を取って世の中に出していく、というのが発明の王道なんです。

それを今もずっと実行している感じですね。とにかく毎日、私だけじゃなくて社員にもアイデアボックスを設けて、そうしたアイデアをどんどん出しています。プロダクトアウトではなく、ニーズアウトと言っているんですけど、物があるから何かを作るのではなくて、必要だから作っていくということにすごくこだわっています。

——今は、約60名の従業員がいらっしゃるということですが、会社を運営していく上でのご苦労はございますか。

私の場合、乳飲み子を抱えていたときに会社をつかったので、子どもが小さいころは本当に大変で、寝る時間ありませんでした。保育園の送り迎えをして、小学校に上がって学童に入ったんですけど、とにかく送り迎えがすごく大変で。あと受験があったりとか。

今はもう子どもたちも大きくなったし、会社も人が多くなりましたが、最初のころは本当に大変で、今から考えるともう二度とやりたくないなというか（笑）。毎日が綱渡りで、本当にハラハラドキドキしていました。会社はまだ小さいですけど、そのころに比べたら、今は楽ですね。

——社長として部下に接するとき心がけていることはありますか。

私は、母の影響をすごく受けていて。旅館のおかみさんって布団も上げないし、料理も作らないし、お風呂掃除もしないんですね。では、旅館のおかみさんって何をしているかという、全体を見ているんです。いろいろな人たちが一番よく、うまく働けるように。オーケストラの演奏によく例えるんですけど、それぞれの管楽器とか打楽器の人たちが練習して、全体で合わせていいハーモニーになるようにというところを見ているんですね。

会社をつくったときに、友達から「プログラミングできるの？」とか「デザインできるの？」と言われてたんですけど、自分がそれをやるという意識はあまりなくて。なので、専門家には基本的に口は出さないんですね。専門的なことは専門家に任せてしまって、全体を見る。自分がプログラムとかデザインができなくても、そういう人たちを雇って気持ちよく働いてもらうということ

心がけています。

それって本当におかみさんの仕事とあまり変わらない
と思っています。

——確かにそうですね。

アリの目と鳥の目でいったら、鳥の目で全体を見る。
ただ、おかみさんもトイレが汚いとか、食器が汚いとか、
そういうところはよく見てないとだめなので、アリの目
と鳥の目と、あと魚の目。先を読む力ですね。

そういう3つの目があって、あと女の社長だとキン
キンしていそうな感じがするので、あまりヒステリック
にならないように（笑）。

——これまで会社を経営されていて、ご苦労もあったかと思
いますが、逆に楽しかったこととか、うれしかったことは
ありますか。

会社をつくったときの最初の目標が、お茶が出てく
ることだったんです。最初はお茶も出てこなくて。

次の目標がコピー機を買うこと。自宅の2階で開業
したのでコピー機がなくて、コンビニにコピーを取りに
行っていたんですけど、雨が降ってきて濡れちゃったか
らコピー機を買ってくださいとか言われて。

次に、社員が増えてきて自分たちのオフィスを持ち
たいとか。最初はエレベーターがない汚いオフィスだっ
たんですけど、次はエレベーターのあるオフィスに行こ
うとか、カラーコピーを買おうとか、山手線の内側エ
リアに引っ越したいとか、大阪支社をつくりたいとか、
新卒を入れたいとか、そういうふうにならなくとも目標
を持って、みんなの力でクリアしていくというのがすご
く大事だなと思っています。

今は、従業員100人というのが目標なんですけど、
自分たちがちょっと頑張れば達成できるような目標を
設定して、みんなでクリアしていく。そういうみんなで
成功体験をしていくというのが起業の醍醐味というか、
組織の醍醐味なんじゃないかなって思います。

——弁護士にも仕事と家庭、子育てとの両立をされている
方はたくさんいますけれども、何かアドバイスをいただけれ
ばと思います。

私は、頑張り過ぎないように、ということを中心に
していました。完璧主義者でやってしまうと持たない
と思うんですね。

子育てについては、大変な時期って限られているの
で、後から考えたらあつという間でも、そのときはす
ごく大変みたいなの、そういう時期が何年間かあります。
あまり神経質だと疲れちゃうし、身体を壊しちゃったり
するので、あまり何でもかんでも頑張らなくていいし、
褒めてもらわなくてもいい。

仕事って長距離ランナーで、短距離ではないので、
長く働き続けられる人が勝ちだと思っています。なので、
子どもさんが大変なときは休ませてもらうとか、自
分も適当に手を抜くとか。お惣菜で済ませるとか。の
らりくらしでも、ときに歩いてでも、やめないでずっと
続けるということですね。

——将来の夢はございますか。

将来の夢は、会社をもっともっと大きくして、誰か
にバトンタッチして、引退したらまた発明をやりたいと
思っています。昔やっていたみたいなの、がらくた発明
をまたやりたいなと思っています。

また、例えば学生さんの大学での特許などを海外に
売り込んだりとか、そういう発明に関する仕事にも携
わっていききたいなと思っています。

——弁護士に対するイメージはどのようなものでしょうか。

会社では顧問弁護士をお願いしていますが、その弁
護士はすごくいい方で、本当に起業したときからずっ
と力になってくれています。外部にいるすごく強い味
方というか。社内にはいないけど、経営者にとってはす
ごい味方だなと思っています。弁護士と医者を知り合
いがいた方がいいと（笑）。いざというときに。

——弁護士業界、特に若手弁護士に向けたアドバイスな
どはございますか。

今は、弁護士さんにもITをうまく活用されている方
が出てきていますよね。そうした、若い人ならではの
新しいビジネスモデルを考えていかれるといいのかなと
思います。

プロフィール ふくい・やすよ

1965年生まれ。大学卒業後、キヤノン販売に入社。出産を機に
1991年に退社。専業主婦をしているときに発明に興味を持ち、
「のりかえ便利マップ」を考案。5か月間に及ぶ調査の後、完成。
その後、1998年にのりかえ便利マップが各鉄道会社等に採用され、
2001年には株式会社ナビットを設立。現在、同社代表取締役。

世界大都市弁護士会会議 (WCBL) に参加して

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64 期)

1 WCBL について

WCBL (Conference of World City Bar Leaders ; 世界大都市弁護士会会議) は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降、18ヶ月毎に開催されてきたものである。2017年に今後は12ヶ月毎に開催することが決議され、2018年はシカゴで9月26日から29日にかけて開催された。WCBLは、二十数名規模の少人数で親密な関係を各会会長等の幹部が直接構築することができるという特色がある。

2018年のWCBLには、ホストのシカゴ弁護士会のほか、ニューヨーク、ロンドン、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、バルセロナ、フランクフルト、ワルシャワ、モントリオール、北京、上海、東京の13の弁護士会が参加した。

2 プログラムの構成と内容

(1) プログラムの構成

WCBLのセッションは、2つに大別される。一つは、各

国弁護士会の最新の状況を紹介するプレゼンテーションであり、もう一つは、会議の都度ホスト国によって設定されるテーマ(以下「個別テーマ」という)に関するプレゼンテーションである。

当会を紹介するプレゼンテーションは、前会長の淵上玲子会員が前年に引き続きこれを行い、当会の最新の状況を説明するとともに、初の女性会長を務め、男女共同参画推進本部の長として引き続き両性の平等を推進する役割を果たしていること、当会としても女性を重用し、本年度は6名の副会長のうち2名が女性会員であること等を紹介した。

(2) プログラムの内容

今回、シカゴ弁護士会が設定した個別テーマは、①司法の独立の保護、②AIの概論と法律家に及ぼす影響、③司法への国際的アクセス、及び④国際的な紛争の解決の4つであった。

当委員会としては、AIについて、樋口一磨副委員長及び伊藤理委員が、日本におけるAIに関するガイドライン等



委員登壇



セッション会場

の制定状況、当会のリーガルサービスジョイントセンター・人工知能（AI）部会が積極的に活動していること等についてプレゼンテーションを行った。なお、プレゼンテーションの準備に際しては、後藤大AI部会長にご協力いただいた。このほか、バルセロナ弁護士会が、社会や法律事務所に対するAIの影響に関する分析を報告し、また、シカゴ弁護士会より招聘されたIBMのリーガルカウンセラーからは、同社のAIシステムWatsonの例を引きながら、AIの法律領域における利用の幅と限界について解説がなされた。

また、司法の独立の保護については、シカゴ弁護士会より、WCBLにとって司法の独立を維持し、これを保護することは、最も重要な課題であるという点が強調された後、ワルシャワ弁護士会から、前回に引き続き、大統領（行政）による司法への介入についての懸念が伝えられた。国際的な紛争解決としては、北京市律師協会から、海外資本による投資を促進するため、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の規定が2017年末に改正されたこと等が紹介された。このほか、今回のWCBLでは、シカゴの州最高裁判所の判事を含む判事等が招聘され、弁護士間の議論に判事としての視点を付加した。

3 その他のイベント

ホスト国であるシカゴ弁護士会には、当委員会によるシカゴ弁護士会及び同会会長に対する表敬訪問の際に、同弁護士会の理事者等の執務スペースについて見学させていた



シカゴ弁護士会訪問時

だいた。また、昼食の時間には、ランチを兼ねて、シカゴ弁護士会の理事者会に参加させてもらったほか、同弁護士会及び同会基金による、公益活動等に取り組む法曹を表彰する式典にも参加を許された。

いずれのイベントも、同弁護士会の会員に広く呼びかけて行われる大規模なものであり、WCBLのメンバーを重視し、かつ、短期間のシカゴ滞在において、できる限り多くの有意義な情報提供を行おうとする姿勢が強く感じられた。

4 次回以降の開催に関する協議

WCBLの最終日には、次回のWCBLにおいてはポーランドのワルシャワ弁護士会がホストとなることが確認された。また、次々回については、中国の上海市律師協会がホストとなるべく立候補し、全会一致で承認された。

加えて、2000年に4弁護士会が発起人となってWCBLが開催されて以来、現在では10を超える国と地域の弁護士会が参加することもあり、効率的な情報共有と議論の充実の観点から、WCBLにおける従前の協議内容や発表資料のアーカイブをWebページの形で作成し、これをメンバー間で共有することが提案され、全会一致で承認された。

5 総括

大都市弁護士会の抱える問題を共有し、議論を重ねることで、当会が現在は抱えていないものの今後直面しうる問題について予備知識を得ることができ、これに備えることが一定程度可能となる。また、AIに関するテーマのように、弁護士及び弁護士会が将来的に必ず直面するであろう問題について、予め討議することもできる。

私個人としても、このような貴重な機会を最大限生かすべく、日頃から広くアンテナを張って情報収集を行い、問題意識をもって業務に取り組むことで、当該回の個別テーマはもちろん、そうではないトピックについても、議論を交わし、他会の知恵を得られるように努めたい。

インドネシア訪問報告

リーガルサービスジョイントセンター

副本部長兼事務局長 氏原 隆弘 (53期) 委員 内野 真一 (57期)

インドネシア部会長 春日井太郎 (58期) 委員 重富 智雄 (65期)

1 当部会の成立の経緯、

インドネシア訪問の経緯について

平成30年9月22日から27日にかけて、リーガルサービスジョイントセンターのインドネシア部会では有志5名により第4回のインドネシア訪問を実施した。

インドネシア部会は、当初、リーガルサービスジョイントセンターにおける在日外国人に対する法的サービスを検討する部会（以下「在日外国人部会」という）のインドネシアチームという位置づけでスタートした。

しかし、ジャカルタのパンチャシラ大学において教鞭を執り、現地において法律事務所を経営される春名尋子先生とお知り合いになったご縁により、まずは東京都内においてBKPM（インドネシア投資調整庁）東京事務所、インドネシア大使館を訪問し、多くのインドネシア人の方々と知り合う機会を得た。

その後、インドネシア現地の状況を知ることが在日インドネシア人に対する法的サービスの提供にも資するという見地から、年1回を目処としてインドネシア訪問を実施することとなった。

そのため、活動内容は在日インドネシア人に対する法的サービスの検討という範囲を超え、法人企業の現地進出に関する法的ニーズ調査や、現地インドネシアからの日本に対するインバウンドに関する法的ニーズ等を含めて活動を進めている。

このような経緯のもと、平成30年9月にインドネシアチームについては在日外国人部会から分離独立させ、今後は「インドネシア部会」として活動を継続することとなった次第である。

そのような中、今回は第4回のインドネシア訪問を実施した（なお、本訪問の渡航費用については、各部員が自らの費用を負担している）。



法務人権省訪問

2 訪問内容について

(1) 法務人権省 Ibu Ninik HARM 氏訪問

法務人権省は、法案提出・法改正に関する大統領の諮問機関にあたる。

まず、法務人権省側からは、インドネシアが未だに発展途上にある若い国であり、日本からの投資と支援を期待しているとの発言があった。現在も、投資をしやすい環境作りを進めており、具体的には「投資のしやすい国第40位」を目指しているとのことであった。

また、その具体策として、同国では2018年度第24号法律の成立・施行により、オンライン申請手続（OSS：オンライン・シングル・サブミッション）を開始しているとの説明があった。

この点、従前インドネシアにおける法人設立に際しては、申請すべき項目が多岐にわたり、役所側の回答期限も不透明なこともあいまって、申請期間が長期化・混乱する傾向があった。しかし、上記法律により約30分程度で各会社のアカウントが割り振られるようになり、その後は各セクションにその後の手続が振り分けられる形に改められたとのことである。

また、当会側からは、日本企業が現地に進出するにあたり、税務と労務が特に問題となることが多いことを説明し、その

解決方法等(ADRの利用を含む)について意見交換を行った。

その他、現在分裂傾向にあるインドネシアの弁護士会の状況、JICA(国際協力機構)を通じての法的支援の現状についても説明をいただいた。

(2) BKPM(インドネシア投資調整庁)訪問

BKPM東京事務所の所長をされていたBapak Saribua Siahaan氏と再会し、法務人権省において説明を受けたOSSシステムと、外国法人の進出に関するBKPMのシステムとの整合性・統合の程度等について説明を受けることができた。

この点、OSS導入により、ジャカルタ以外の地方に進出する場合であっても、各州の政府に出向くことなしに手続をスタートできる点でメリットは多いとのことである。

他方で、インフラ整備の程度が各州においてまちまちであること、及び、インドネシアにおいては、現地に進出する外国法人は原則全てBKPMの監督に服するものとされていることから、OSS導入後も、まずは現地進出を考える場合にはBKPMに事前相談をしていただく方が手続をスムーズに進めることができるとということが確認できた。

また、ネガティブリスト(=外国資本が現地に進出する際の出資に関する規制。業種によっては現地企業との合弁が必須とされる)の今後の規制緩和見通しや、手続を進める上で、有能なノタリスを選定する重要性(日本で言う司法書士だが、弁護士に近い。公証人的な立場で公正証書を作成する権限を有し、定款認証にノタリスの関与が必須)については引き続き変わらないという実務的なアドバイスもいただくことができた。



BKPM訪問

(3) ベン元在日インドネシア大使館公使面談

在日インドネシア大使館で公使を務められていたBen Perkasa Drajat, Ph. D.氏と、その奥様のIbu Harwita氏に再会し、お二人の近況等について話を伺った。

当部会では、Ben氏の在任時に、在日インドネシア大使館を訪問して意見交換を実施し、また、インドネシア公正取引委員会で勤務をされていたIbu Harwita氏には、インドネシアのビジネス競争法についてセミナーを実施していただくなど、親交の深いお二人との旧交を温めることができた。

Benご夫妻は、二人とも日本での留学経験のあるという大変な親日家で、日本を離れてからも日本語の勉強が続けられており、在任時よりも日本語が流暢になっていたことに驚いた。

今後、Ben氏が大使となって日本に戻ってくる可能性もあるとのこと、当部会としては引き続きBenご夫妻との親交を深めていきたいと考えている。

(4) 西スラウェシ州知事面談

インドネシア国家警察大学のIbu Yundini教授からご紹介をいただき、西スラウェシ州の州知事であるAli Baal Masdar氏らとの面談の機会を設けることができた。

面談には、Ali知事のほか、経済担当者らの各担当者にも同席していただき、西スラウェシ州の歴史や、名産品・特産品などについて紹介をいただき、日本にも西スラウェシ州の特産品等を輸出していきたいという熱い想いをご説明いただいた。

西スラウェシ州は、2004年に南スラウェシ州から分離した歴史の浅い州であり、面談の際に紹介いただいたような工芸品等のほか、鉱業や漁業も盛んであること、そして、看護師の育成に積極的に取り組んでおり、看護師の海外送出国にも熱心に取り組んでいるとの説明を受けた。

インドネシアでは、従来から医療人材の育成・送出に力を入れているところ、西スラウェシ州でも看護師の育成・養成機関が多数存在するとのことである。

日本では、外国人労働者の受け入れに関して現在政府で議論が進められているところ、こうした人材の供給側の視点での話は大変貴重なものとなった。



西スラウェシ州知事面談

(5) ビジネスインドネシア訪問

ビジネスインドネシアには3年前にも訪問しており、今回で2度目の訪問となった。今回の訪問では、ビジネスインドネシアからは、編集長Iin Solihin氏のほか、マネージャー、コンサルティング、マーケティング、リサーチの各担当者にも同席していただき、インドネシアにおけるメディアの役割、ビジネスインドネシアが発行している新聞、雑誌、インターネット媒体等の事業展開についての説明を受けた。また、インドネシアにおいても情報を得ときのメディアの選択が重要であること（信頼できる情報源か否か）、情報を発信する場合にはインターネットやSNS等を複数利用して発信することが重要であるという説明があった。日本との関係では、インドネシアでは、日本からの投資に対する関心が依然として強く、他方、日本の観光資源の紹介や日本への労働力の提供（技術職や看護介護などの専門職）についても関心が高まっているという説明があった。

ビジネスインドネシアは、いわゆる経済誌を中心にしたマスメディア事業を行っており、購読者層も事業者や政府関係者が多い（購読者の79%がハイクラスに分類されている）とのことである。ビジネスインドネシア誌では、観光地の情報も毎週掲載しており、海外の特集も掲載するほど、観光への関心は高いということであった。

(6) 憲法裁判所裁判傍聴

憲法裁判所では、法務人権省のIbu Ninik氏の案内で判決言渡しを傍聴した。

判決言渡しは、8名の裁判官（審理は9名で行われるが、

この日の判決言渡しでは裁判官1名が欠席であった）が順次判決文の全文を口頭で読み上げていき、法廷内の大型スクリーンにも判決文が映し出されていくというものであり、傍聴人も判決文や判決文中に示されている一覧表などをスクリーンで見ることができるようになっていた。傍聴した事案は、中南部ティモール県の選挙無効が争われたものであり、判決は、投票が実施された投票所のうち、複数の投票所において正規の投票用紙（ホログラムが施されている投票用紙）が用いられていなかったこと等を指摘したうえで投票を無効とし、30日以内の再投票を命じるというものであった。判決傍聴後は、傍聴した事案の概要や憲法裁判所の構成・役割などについての解説を受けた。

(7) 日本政府観光局（JNTO）訪問

日本政府観光局（正式名称：独立行政法人国際観光振興機構）のジャカルタ事務所では、主にインバウンド（訪日インドネシア人観光客）の伸長状況について説明を受けた。全体的には伸びているが、韓国等と競争ともなっており、様々な旅行フェアの開催やFacebook等による各地観光資源の情報発信に努めていること等を伺った。ハラル表示のある飲食店等情報を観光局ウェブサイトで一元的に提供することも話題となったが政教分離との関係が懸念されているとのことであった。

3 終わりに

インドネシアは2億6000万人以上の人口を有する国であり（世界第4位）、うち9割近くがイスラム教を信仰する最大のイスラム教国家でもある。

また、独立時においては、戦前の日本が軍事教練を実施した郷土防衛義勇軍（ベタ）が中心的な役割を果たしたこと、軍籍を離脱した一部の日本人が独立戦争に加わったという歴史的経緯もあり、非常に親日的な国である。

そして、法制度を見れば外国人・法人に土地所有権を認めないこと、前述したノタリスの手续への関与、ネガティブリストの存在等、日本における法制度とも大きな違いがある。

我々は今後も定期的な訪問を継続しつつ、日本とインドネシアの法的な架け橋になるべく、活動を継続していく予定である。

第33回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一
橋大学名誉教授）は、2018年度の人権賞受賞者を決定し、
昨年12月3日に司法記者クラブで発表した。受賞式は
2019年1月11日の当会新年式で行われる。受賞者のプロ
フィールは次のとおりである（敬称略）。

かたやま ただあり
◎片山 徒有（被害者と司法を考える会代表）

昭和31年8月21日生まれ

1997年、当時小学2年生の息子の隼^{しゅん}さんを自宅付近の
交差点での交通事故で亡くす。この際、捜査機関からの
不起訴処分^{いさげ}の理由さえも教えてもらえないといった理不尽
な対応を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じ
る。そして、2000年に被害者支援団体「あひるの一会」、
2007年に「被害者と司法を考える会」を設立。「あひるの
一会」の被害者支援活動は、相談、助言、危機介入支援、
司法手続の支援、心的外傷の軽減等の多方面に及ぶ。また、
「被害者と司法を考える会」の活動は、前記団体の活動を
さらに一歩進めたものとして、被害者の苦衷の軽減には司
法制度改革が必要と考えて、犯罪被害者等基本法、少年
法、公訴時効等について、国会・政党・法務省法制審議会
等の場で発言や提言を行う。これらの活動は、現在各地の
被害者支援のさきがけであることもさることながら、現在の
被害者等通知制度の制度改革に通じた意義は大きい。

また、被害者支援の枠に止まらず、再犯を防ぐことが新
たな被害者を生まないことになるとして、加害者にも目を向
けた活動のなかで、加害者の更生には被害者の苦しみを理
解することが重要との思いに至る。そして、少年院在院者
及び刑務所等の講演等で、自らの経験の中から被害者の苦
しみを懸命に考えることを伝える。

隼さんの交通事故から20年が経過する現在も、自己資

金を投じながら、被害者支援、司法制度の改革、あるいは
犯罪や非行をした者に対する教育等に積極的に尽力し、修
復的司法を実践したともいえる活動を続ける。

◎永山子ども基金

代表 大谷 恭子

「永山子ども基金」は1997年8月1日に死刑執行された
永山則夫の遺言「本の印税を日本と世界の貧しい子供たち
へ、特にペルーの貧しい子どものために使ってほしい」を
実現するために元弁護士らによって、1997年に設立。

翌年には、ペルーの子どもたちの自立を支援する組織「マ
ントック」への支援金送付が開始され、さらにそこから生ま
れた、働く子ども・若者運動体「ナソップ」に対しても支
援対象を広げる。「永山子ども基金」は、印税が先細りにな
る中、2004年以降、毎年チャリティーコンサートを企画
して新たな財源を生み出し、「ナソップ」活動を地道に支え
続け、活動拠点となる「ナソップの家」の建設を可能とし
た。また、同支援活動の中で、日本のフリースクール「東
京シューレ」の子どもたちとの交流も実現させる。

「永山子ども基金」の長年の活動を支えた強い思いには、
ペルーの子どもたちとの交流で生まれた彼らの活動に対する
連帯感に加え、永山裁判・判決、そこでの少年犯罪に対す
る司法の対応、死刑制度そのものに対する疑念があった。
犯罪に及ぶ原因・動機は様々であるが、置かれた社会・家
庭環境を抜きに語れない犯罪も多く、犯罪者を極刑に処し
て何が解決されるのか、さらには冤罪もしばしば生まれる状
況にあって死刑制度を存続させていいのか、「永山子ども基
金」は市民に対しこうした問題提起を行ってきた。このよう
に「永山子ども基金」の活動はそのこと自体意義のあるも
のである。

平成30年度常議員会議長報告

常議員会議長 秋田 徹 (38期)



はじめに

私は、今年度で四度目の常議員となりましたが、初めての常議員は平成元年です。二度目は平成一四年度、三度目が平成二一年度ですから、実に平成の最初から最後の年まで常議員であった訳です。今年度の常議員会では、凶らずも議長に選出され、前回までとは異なり、自分の意見は控えつつ出来るだけ議事審議進行が充実できるように務めることが目標となりました。

常議員会の議題

常議員会には、実に多くの議案議題がかかります。また、執行部からは現在の日弁連の動向や各種の会務活動についての報告事項、公設事務所からの活動報告もあります。

本年度について見ると、臨時を含めて年15、6回開催される常議員会にかけられた議題や案件には、①弁護士登録のための入会可否②第71期司法修習終了予定者の弁護士名簿登録の可否③各種委員会委員の選任の件④各種法律相談に関する規則改正、法教育総合センター規則の改正、セクシュアル・マイノリティ対応のための当会職員就業規則の改正などの当会規則の改正⑤大阪府北部地震及び北海道胆振東部地震への義援金支出に関する決議⑥昨年度の約20億円規模の決算の承認及び本年度の予算の決議(総会付議事項)⑦その他の東弁総会に提案付議される事項の承認⑧生活保護法に関する意見書、人種差別撤廃の条例制定を求める意見書等をはじめとする意見書等の承認⑨日弁連総会における当会の議決権行使の承認、以上の他⑩新入会員の宣誓式などがあります。また、いわゆる谷間世代に対する施策等については多くの常議員から意見表明もあり、考えさせられました。常議員会に関係すると弁護士会の活動の多様性や担うべき多くの問題が多々あることが見て取れます。こうした弁護士及び弁護士会を取り巻

く多様で重大な問題状況下で、弁護士自治を弁護士会の統一的な意思形成の点から支えているのがこの常議員会だと言えると思います。その意味で、歴代の議長が述べているように、審議の充実と意見形成の充足を十二分に行えるようにする努力は、弁護士自治への強力な支えとなると思われま

今年度の審議の様子

ところで本年度の常議員会にも、前述の通り多くの議題が審議の対象となっているのですが、これらについて常議員の中から鋭い意見が発せられ、提案をした執行部が急遽議案を修正して、議決に至ったことがありました。常議員の真剣かつ真摯な意見表明に感心しました。議長としては、どこまで議論を充実させるか、悩ましいことがありましたが、松田純一副議長の適確な意見もあり、また理事者執行部の対応も相応のものでしたので、事なきをえた次第です。多くの議題や問題点につき、常議員が真剣に取り組み当会としての意思形成に尽力する姿に感動すら覚えますのは私のみの感慨でしょうか。是非、会員の皆様にも傍聴に来て戴きたいと思

感謝

これまでの議長としての経験は、弁護士や弁護士会の様々な有り様に接し、また弁護士の個々の意見に触れることが出来ることとともに、失われつつある私の好奇心に大なる刺激を与え、本年度の目標たる議事進行の充実を達しつつあることにつき、私にとって、得がたい経験となっています。このような経験に導いてくれました会員並びに会を支える事務局員に対し感謝申し上げます、私からの議長報告と致します。

副議長席から常議員会を見て

常議員会副議長 松田 純一 (45期)



副議長の先輩から就任前に、

「副議長は大変な仕事である。なぜなら、欠席は許されず、居眠りは許されず、それでいて発言も許されない。大変な難行苦行である。」

と冗談ともつかぬご示唆をいただきました。

たしかに議長とともに壇上に座らせていただいて、議場全体がよく見えるということは、よく見られてもいるわけです。居眠りをして舟を漕いで目立つことは、真剣な審議をしている常議員の皆様に対して申し訳も立ちません。それでいて、短ければ1時間半、長ければ5時間余にわたって一言も発することができないのはもどかしいはずですので、難行苦行というご指摘は、的を射たものだろうと思ったものでした。

しかし、実際に就任してみて味わった難行苦行の意味は大いに異なるものでした。

審議内容と進行について、常議員会の数日前に役員（会長、副会長、監事）と事前打合せをいたします。その席で、進行を預かる議長、殊に本年度の秋田徹議長は真剣に内容を把握しようと確認を重ねられます。その結果、充実した審議を行うために、会長、副会長に対してより丁寧な説明や資料提示を促したり、ご注文をされたりしているのです。もちろん招集通知に必要な資料は事前添付されていますが、当日の会長、副会長の説明に依拠して、その場で判断することを迫られる場合があり得る常議員の皆様が、適切に判断しやすい環境を整備することは大変に重要なことです。その努力の甲斐もあって充実した審議が実現できているものと思います。

議長席は、質問や討論の全くない無風な常議員会を望みません。より充実した質問や討論がなされることを強く

希望しています。

本年度の常議員会において、実質修正動議に当たると思われる活発な質問と討論があり、会長、副会長が、その当日に議場で暫時の休憩を入れて真剣に検討をした結果、討論打切採決へと押し切ることをせず、常議員会の討論を汲んで、自ら修正提案をした時には、充実した審議を表す対応として、心の中で敬意を表しました。常議員会終了後に個別の常議員から「発言はしたものの、言ってもどうせ通らないと思っていたが、本当に修正が実現したのにはむしろ大変驚いた。本当に意見は汲まれるのですね」とお聞きした時は東弁常議員を誇らしく嬉しく思ったものです。決して常議員会は形骸化していないし、居眠りに陥るつまらないものではありません。

ひとつ残念なのは、出席率が概ね80%台であり、常議員によっては出席回数が少ない方もいらっしゃることで、ぜひ審議に参加してご発言もしていただきたいと思えます。

常議員会は総会に準じる重要な機関ですので、今後も十分な熟議が行われ、意見集約プロセスが適切に履践されて、適切な会務運営がなされるよう副議長の職分を尽くしたいと思います。三度の常議員と副会長の時とは大きく異なる役割を感じています。秋田徹議長は審議中にも、つとつとに副議長の意見を壇上でも求めてくださいます。副議長は決してジッとしているだけの難行苦行ではなく、常議員会の活性化に貢献しなければならないという本来の難行苦行を伴う、皆様にもお勧めしたい職責だと思えます。残任期も、どうぞよろしく願いいたします。

岡山刑務所・神戸刑務所 見学記

岡山刑務所

刑事法対策特別委員会副委員長
神谷 竜光 (67期)



2列目左端が筆者

2018年10月29日、岡山刑務所を見学した。

1 岡山刑務所の立地

岡山刑務所は、背後に小高い丘のある岡山市郊外に位置し、畑や林などの緑が多い中に建てられていた。

2 岡山刑務所の概況

まず、所長からの施設の概況の説明がなされた。

岡山刑務所は、LAの処遇指標（刑期10年を超える犯罪傾向の進んでいない受刑者）の男子受刑者と未決拘禁者を収容している。収容定員は968名であるが、平成19年には過剰となり、最大で1000名を少し上回ったことがあった。しかし、年々減少し、現在は500名を少し上回る程度となっている。未決拘禁者は100から120名程度でここ10年は推移している。収容受刑者の人数は減っているが、年々高齢化しており、高齢者が特に多くなっているとのことであった。

その後、施設の紹介ビデオを観た。主な内容としては、6:35の起床から始まり、21:00の就寝までの一日の日課や、農業科、建築塗装科、フォークリフト科、ビジネススキル科といった職業訓練があること、作業としては、金属や木工、備前焼の窯業があることが述べられていた。

また、高齢受刑者に対する処遇に関しては、岡山放送にて報道された『高齢化する岡山刑務所』と題するニュース番組の特集を観た。岡山刑務所では、介護福祉士が非常勤職員として雇用されており、認知症の疑いのある受刑者に対して高齢受刑者の認知症予防に取り組まれていることが述べられていた。その中で、同介護福祉士からは「刑務所の方が生活習慣が一定になる一方で、社会生活とは異なり、刺激が少ないため、その点をどう対処するか考えている」旨述べられており、刑務所に、認知症が疑われるような高齢受刑者を長期収容することの意味について考えさせられた。

3 刑務所の見学

次に、所内の見学を行った。

最初に木工・窯業工場に行き、金属工場、単独・共同の収容棟、中庭を周って、体育館、静穏室を見学した。

岡山刑務所は、その立地的に緑が多く、グラウンドに立つと、背後の丘まで広く空を見上げることができた。また、農業科の農園や中庭に花壇が設けられ、1年中花が栽培されており、刑務所としては開放的な印象を受けた。刑務所の内側の塀には、民間有志や受刑者による絵が描かれており、長期収容受刑者の心情に配慮していることが窺えた。

窯業の作業では、窯名もある窯を用いた備前焼として、茶碗や湯呑、一輪挿しのみならず、龍の造形の焼き物などが作られており、芸術的な作品となっていた。

4 質疑応答

その後、簡単な質疑応答が行われた。

その中で、LA指標の受刑者が収容されているため無期懲役受刑者も、見学当時245名おり、以前は4割程度であったのが、年々増加し、それが全体の55%を占めているということであった。

仮釈放については、平成29年度で21名、今年度の4月から9月で16名ということであった。ただ、無期懲役受刑者の仮釈放となると、毎年1名いるか否か程度で、昨年度は1名いたが、前年度、前々年度はいなかったとのことであった。8割が生命犯であり、被害者感情のため執行率が90%以上となり、80%台での仮釈放となった者はいないということであった。

ほかにも、高齢化のため、受刑者の中には、手押し車で工場に向かう人や介護の必要性が問われるような人もいるということであった。

5 さいごに

日本の刑務所全体において受刑者の高齢化が進んでいるが、岡山刑務所では、長期受刑者を収容する関係上、特に、高齢受刑者の処遇の問題と、認知症が疑われ、介護が必要となるような受刑者に対して刑罰を科すことの意味について考えさせられた。長期受刑者にとって芸術的な備前焼は、刑務所の外に自分がいたことを残す数少ない方法なのだろうかと考えつつ、見学を終えた。

神戸刑務所

刑事弁護委員会委員
金谷 達男 (69期)



2018年10月29日午後、神戸刑務所を見学した。

1 沿革・規模

- (1) 明治初年頃、神戸市生田にあった未決・既決収容施設が前身である。昭和25年3月に現在の明石市に移転したが、名称は神戸刑務所（通称、「神刑（しんけい）」）のままである。
- (2) 敷地面積は15万6656㎡で、平成8年6月に改築工事が完了している。市街地にあるため、警備は厳重である。

2 被収容者

- (1) 既決のみで、刑期が10年未満で犯罪傾向が進んだ者（B指標）、日本語をある程度理解し、風俗習慣が著しく相違しない外国人（F指標）、無期刑・執行刑期10年以上の犯罪傾向が進んだ者（LB指標）が収容されている。

定員は1800名で、ピークの平成16年は2191名で、遞減し、平成29年は1318名である。

- (2) 平均年齢は、50.6歳である。65歳以上の高齢は17%であり、最高齢は84歳である。窃盗が39%で1番多く、次が26%の覚せい剤である。仮釈放者の刑の執行率は、90%である。暴力団関係者は14%である。

3 処遇

- (1) 入所時の処遇調査時に処遇要領が作成される。

作業には、生産作業（紳士靴等の製作）、職業訓練、社会貢献作業（川の清掃等）等がある。作業拒否者が多いため、作業報奨金は、月額平均2634円と低額である。

また、一般改善指導（酒害教育等）と特別改善指導（薬物依存離脱指導等）がある。

- (2) 知的障害者、認知症の高齢者を対象とする、明石市更生支援コーディネートモデル事業がある。市が、神刑等と連携して、福祉・介護・医療サービス受給への支援等を積極的に行っている。

4 日常生活

- (1) 6時40分起床、7時朝食、7時50分始業、11時50分昼食、16時30分終業、17時夕食、余暇時間17時30分、21時就寝である。
- (2) 手紙は、年間7万件あり、不許可は5025件ある。

図書は、蔵書数が18386冊であり、収容者の65%が利用している。

- (3) 入浴は週2回（夏場は3回）である。

運動は毎日行われ、ソフトボール大会やゲートボール大会もある。囲碁・将棋やカラオケ設備もある。

- (4) クラブ活動として、珠算（1番人気）・書道・絵画・点字・川柳がある。

5 懲罰

懲罰件数は、年2452件である。多い順に、作業拒否が1060件、不正会話が156件、騒ぎが161件である。保護室は、年間使用324件、56名に対し使用されている。手錠は年19件で、捕縄や拘束衣は0件である。

6 見学

- (1) 自動車整備工場には、電子部品を修理するための最新器具もある。整備士国家資格3級合格者もいる。
- (2) 技能訓練場では、シヨベルカーやローラー車等を使用した訓練が行われている。
- (3) 居室は、定員6名の集団房と独居房がある。いずれも、窓から日光が入る。個人用荷物入れ、小型液晶TVや扇風機もある。ドアノブが内側がないのが印象的であった。
- (4) 体育館では、卓球等ができる。ボールには、空気があまり入っていない。掲示板には、新聞や求人票が掲載されていた。
- (5) 静穏室にはトイレと洗面台のみがある。保護室の窓は小さく、室内はかなり薄暗い。
- (6) 医務所には、10室の診察室やレントゲン室もある。
- (7) 面会室は6室あった。
- (8) 被収容者が投書できる意見箱（刑事施設視察委員会のみが開けられる）が各所にある。食事に関する批判的意見が大半である。

7 最後に

今回初めて、成人の刑務所を見学し、非常に貴重な機会となった。丁寧に施設案内をして頂いた、神刑職員には大変感謝をしている。被収容者の更生・社会復帰を願って、見学を終了した。

自筆証書遺言の方式緩和について

法制委員会 副委員長 木村 真理子 (65期)

委員 平良 明久 (65期)

1 はじめに

2018年7月6日に、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立した。施行日は原則として2019年7月1日と定められたが、自筆証書遺言の方式緩和については施行日が同年1月13日と定められており、間近に迫っている。そこで本稿では、自筆証書遺言の方式に関する改正について、簡単な解説を行う。

なお、2018年相続法改正の全体像については、改めてLIBRA 2019年5月号に特集が掲載される予定である。

2 自筆証書遺言の作成方式の緩和

(1) 自筆証書遺言は、遺言者以外の者による偽造を防止する観点から「全文、日付及び氏名」を自書する必要がある（民法968条1項）。しかし、高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴う場合も多く、この点が自筆証書遺言の利用を妨げる要因になっているとの指摘がなされていた。

(2) そこで、新法では、自筆証書遺言の作成を促進するため、①遺言書本文に②財産目録を添付する場合には、②財産目録については自書を要しないこととして、方式を一部緩和した（新法968条2項前段）。

具体的には、財産目録の作成方法として、パソコン等による作成はもとより、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した書類（不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写し等）に「別紙1」などと記載して添付する方法も可能とされている。なお、①遺言書本文については、これまで通り全文自書を要すると解されている。

(3) 他方で、上記のような自書要件の緩和による偽造・変造を防ぐため、自書によらない財産目録には、

遺言者が毎葉に署名及び押印を行う必要がある。また、自書によらない記載が両面に及ぶ場合は、遺言者の署名押印はその両面に行う必要がある（同項後段）。なお、各押印が同一の印章によらなくても方式違反にはならないと言われている。

3 財産目録の加除変更方式

自書によらない財産目録について加除その他の変更を行う場合には、新法968条3項（旧法968条2項と同内容）の規定に基づき、財産目録の実質的な差し替え（新しい財産目録の追加および古い財産目録の無効化）の方法によることも可能と考えられている。ただし、その場合は、同規定に従うための具体的方式が複雑になるので、注意を要する（一例として、古い財産目録を除去してはならず、バツをつけた上で添付したままにしておく必要があるなどと言われている）。

4 最後に

本改正で財産目録の自書が不要となったことにより、高齢者等が自筆証書遺言を活用しやすくなったと言え、弁護士としてもアドバイスの選択肢が増えると考えられる。

他方で、自書によらない財産目録を用いた遺言については、偽造変造の有無について慎重な判断がされる可能性も考えうる。遺言作成に弁護士が関わる場合には、偽造変造の疑いを防ぐような作成・保管方法を心がけたほうが良いだろう。一例として、遺言全体にわたり同一の印章を使うことや、契印や、本改正で新設された自筆証書遺言の保管制度を利用すること等の工夫が考えられる（同保管制度については法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）参照のこと。施行日は2020年7月10日である）。

平成30年10月15日開催 東京地方裁判所委員会報告

「労働審判を中心とした労働事件について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43期)

平成30年10月15日に行われた第45回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回のテーマは「労働審判を中心とした労働事件について」でした。

1 裁判所からの説明

まず、東京地裁労働部の部総括裁判官から「東京地方裁判所における労働審判手続の概況」について説明がありました。

東京地裁労働部の最近の動向としては、平成29年の民事労働訴訟が、リーマンショック後、過去最高の事件数となり、本年も横ばいであること、労働審判手続申立ても平成30年に入ってから増加していること、高齢者や性同一性障害者等の雇用問題、有期雇用の問題等の社会的に注目される事案やハラスメントによる損害賠償請求との複合事案等複雑な事案が増加していること等について言及がありました。

労働審判手続の説明においては、全地裁でみると、労働者側、使用者側の労働審判員がそれぞれ756人、750人おり（東京はいずれも194人）、そのうち女性の割合が労働者側で6.7%、使用者側で4.4%と低い点が気になりました。

労働審判手続の審理回数（東京地裁労働部の平成29年の結果）については、1回の審理期日で終了したのが40.7%、2回が38.2%、3回が19.8%となっており、初動重視型の審理となっていることの説明がありました。

労働審判手続の課題としては、当事者による適切な手続を選択してもらうこと、専門性を維持・確保すること（そのための裁判官、労働審判員のスキルアップの必要性）、迅速・円滑な手続（初動重視型審理）の推進、事件数の増加傾向への的確な対応が挙げられました。

2 質疑応答

その後、委員からの意見、質問が出され、東京地裁からの回答、説明がありました。以下、その内容をいくつか紹介します。

- 労働審判手続は、1回の審理で終了する事案が多い（40.7%）一方、審理終了までの期間は平均77.36日かかっている。これは、第1回期日を充実させる（主張、証拠調べを終え、調停にまで入る）ため、第1回期日までの期間については、相手方の準備も考えて、柔軟に対応していることにもよる。
- 1回の審理で終わらせることができる他の理由としては、弁護士選任率が高く（全地裁の労働審判について、申立人側で86.3%、相手方側で86.2%）、両当事者の代理人の多くが経験豊富であることもあげられる。
- 労働審判手続から訴訟に移行した場合、特に審判に異議申立てがあった場合に、裁判官の心証が訴訟に引き継がれてしまうのではないかという懸念については、制度上、訴訟手続に審判手続の結果は引き継がれず、また、審判手続における心証が事実上訴訟に影響することはあり得るので、東京地裁では、審判の担当裁判官が訴訟を担当しないことになっている。
- 女性の労働審判員が少ない点については、平成28年には女性の労働審判員が65人であったのが、平成30年には84人に増えている。他方で、地裁によっては女性の労働審判員が全くいないところもあり、最高裁として、男女共同参画の観点から推薦母体に特段の配慮をしてもらっている。

3 次回のテーマ

次回の東京地方裁判所委員会（平成31年2月12日）のテーマは「刑の執行猶予と保護観察について」です。また、裁判所からは、次々回の委員会のテーマを、数人の委員から要望のあった「裁判所の広報について」にしたいとの意向が示されました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第86回 恒例の東弁主催街頭宣伝活動

— 憲法改正=究極の憲法問題を前にした市民への情報提供

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45 期)

1 恒例であるとしても特別な街頭宣伝活動

恒例の東京弁護士会主催の該当宣伝活動が、2018年10月31日に行われた。

東弁憲法問題対策センターが毎年企画する街頭宣伝活動であるが、できるだけ多くの市民に、憲法問題の情報提供と憲法における重要な価値を擁護する熱意を伝える大切な機会なので、多くの会員の参加が望まれる。

例年のとおり、日弁連、関弁連、一弁、二弁の共催のもと、有楽町・北千住・池袋の3か所の駅前ではマイクとスピーカーないし拡声器で訴えかけ、憲法関係のチラシやグッズを配布した。さすがに秋も深まり、団扇は季節外れとなったので、今回は、使い捨てカイロ、ポケットティッシュ、クリアファイルなどのグッズを配布した。

折しも、通常国会が開催され、冒頭の首相の所信表明演説でも、憲法改正への意欲が表明されており、いよいよ究極の憲法問題というべき憲法改正問題が間近に迫っているため、市民への情報提供としての街宣の意義は、ますます高まっている。以下、各地の状況を報告する。

2 有楽町の街宣報告 (責任者 菅)

安井東弁会長、山岸日弁連憲法対策本部本部長代行にもご参加いただき、また東弁会員だけでなく共催の他会の会員の参加もあり、憲法記念日の街宣ほどではないにしても、まずまずの参加状況で始まった。

チラシの受け取りは、少しずつ良くなっているようにも思われたが、演台の前に、街宣のテーマを示す横幕ないし横看板があると、もっと注目を集めたであろう。

安井会長のお話は、憲法的価値を擁護する熱い思いのこもったもので、山岸代行のお話は、いつもながら要点を押さえたバランスの良いものであった。東弁の各会派の会員や、他会の会員からも、安保法制との関係や9条の2が現行の9条をスポイルしかねないことを熱く語っていただいた。

17時30分から18時30分の1時間間に、夕闇が次第に濃くなっていったが、勤め帰りの市民が足を止めて聞き入る姿もちらほら見えたことは、市民のこの問題への関心の高まりを感じさせた。

憲法改正、特に9条問題については、さまざまな意見のあるところであるが、9条の2が9条の例外規定という形式をとっていることは、日本国憲法の基本原理である武力によらない平和を目指す「恒久平和主義」を大きく変容させるものであることは明らかである。人権擁護と社

会正義の実現をめざし、法理論の研鑽に努めるべき法律の専門家集団である当会としても、基本原理を大きく変容させかねない改正問題について、会内の議論を益々深めるべきであろう。

3 北千住の街宣報告 (責任者 山内)

北千住駅西口では、会員弁護士延べ11人、法律事務所事務局職員数人が参加して街頭宣伝を行った。特に、地元ということで北千住法律事務所から会員弁護士6人に参加いただき、またハンドマイクもお借りできて大変助かった。感謝申し上げたい。

北千住駅は、多くのバスの発着点ということもあり足早に家路を急ぐ人々が多かったが、日弁連チラシとポケットティッシュないし携帯カイロを手渡ししながら、安倍自民党が検討している憲法改正案の問題点をわかりやすく市民に語りかけ、この問題に関心を持ち考えてもらおうきっかけとすることができたのではないかと思う。また、憲法問題について東京弁護士会が積極的に取り組んでいる姿勢も広く市民に理解してもらえたのではないかと思う。

憲法改正問題の行方については予断を許さないが、弁護士会としては引き続き市民の間に打って出て、市民に理解を深めていただく取り組みを強める必要がある。

4 池袋西口の街宣報告 (責任者 西田)

池袋東武百貨店前ロータリーでは、弁護士5人と少しさみしい陣容だった。池袋も、地元の城北法律事務所にマイクとメガホンをお借りすることができ、大変感謝している。

街頭宣伝の行われた日は、折しもハロウィン。池袋という土地柄もあり、仮装をした若者も多く通り過ぎていった。風が少し冷たかったので、「カイロで暖まってください」と声かけしながら宣伝活動を行った。

市民が無関心なまま憲法改正が行われることがあってはならない。その観点から、思い思いの言葉で、今の憲法が何を定めているのかをわかりやすく、そして、通り過ぎる市民の心に一言でも残るように。弁護士の1人は魔女に扮し、中世の魔女裁判の話から人権の大切さを訴えるなど趣向を凝らして市民に語りかけた。

憲法は権力者を縛るルール。個人は尊重される。基本的人権の尊重。国民主権。平和主義。ハロウィンにこんな格好をしても罪にならないってすばらしい。通りすがりの一言から、市民に憲法の理解を広げていきたい。

OKINAWA

第19回 辺野古の埋立承認の撤回を巡る問題と県民投票

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60期)

1 はじめに

翁長雄志前知事の逝去に伴う2018年9月30日の沖縄県知事選の結果、前知事の遺志を継ぐ後継者として、玉城デニー氏が当選した。翁長前知事は、土砂投入前の撤回を求める県民の声が日増しに強まるなか、7月27日に公有水面埋立法（以下「公水法」という）4条1項に基づく取消（撤回）を表明し、聴聞手続を経て、謝花喜一郎副知事が8月31日に執行した。これに対し、沖縄防衛局は10月16日に行政不服審査法（以下「行審法」という）に基づく審査請求及び執行停止申立てを行い、国土交通大臣が10月30日に執行停止を決定した。沖縄県は、同決定を不服として、11月29日に国地方係争処理委員会に対して地方自治法250条の13第1項に基づく審査の申出をした。2019年2月28日までに判断される。

以下、撤回の理由を概観した上で、撤回を巡る問題と県民投票について検討したい。

2 埋立承認の撤回

(1) 撤回の理由*1

ア 「国土利用上適正且合理的ナルコト」（公水法4条1項1号）を充足しないこと

- ①軟弱地盤*2、②活断層*3の存在、③米国統一基準の高さ制限に抵触する建物等の存在、
- ④統合計画における返還条件が満たされなければ普天間飛行場は返還されないこと*4により、「埋立地の用途に照らして適切な場所」（公有水

面埋立承認審査基準(4)）といえない。また、上記④により「埋立ての動機…公有水面を廃止するに足る価値」があると認められない。

イ 留意事項*51の不履行

工事の実施設計について事前に協議を行うことなく護岸工事等*6を行ったことは留意事項1に違反する（負担の不履行）。

ウ 「災害防止ニ付十分配慮」（公水法4条1項2号）を充足しないこと

前記ア①及び②により、「埋立区域の場所の選定…に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止につき十分配慮」（同審査基準(6)）しているといえない。

エ 「環境保全ニ付十分配慮」（公水法4条1項2号）を充足しないこと

①全体の施設設計に基づく環境保全対策等がない、②③サンゴ類及びジュゴンに関する環境保全措置が適切でない、④海藻草類に関する環境保全対策等がない、⑤⑥サンゴ類及びウミボスを移植・移築していない、⑦傾斜堤護岸用石材を海上搬入した、⑧辺野古側海域へフロートを設置した、⑨変更承認申請を行わずに施行順序を変更したことなどについて、事前協議が調わなまま工事を行ったことは留意事項2に違反する。また、上記⑤ないし⑨について環境保全図書の変更承認を得ないまま工事を行ったことは留意事項4に違反する。

*1：「公有水面埋立承認取消通知書」（平成30年8月31日）

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/documents/180831torikeshitsuuchisho.pdf>)

*2：『沖縄タイムス』2018年3月21日、北上田毅「マヨネーズ地盤の上に軍事基地？」『世界』913号（2018年10月号）162-168頁参照

*3：『琉球新報』2017年10月25日、「辺野古新基地はいずれ頓挫する 工事の現状と問題点」『世界』905号（2018年3月号）67-69頁など

*4：平成29年6月6日参議院外交防衛委員会での稲田朋美防衛大臣（当時）の答弁

*5：埋立承認の際に付された附款（「1 工事の施工について 工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと。」「2 工事中の環境保全対策等について 実施設計に基づき環境保全対策…などについて詳細検討し県と協議を行うこと。」「4 添付図書の変更について 申請書の添付図書のうち、…環境保全に関し措置を記載した図書を変更して実施する場合は、承認を受けること。」など）

*6：北上田毅・前掲55-62頁参照

(2) 留意事項違反と撤回*7

留意事項の内容が公水法4条1項2号の要件充足にとって不可欠であるから、国が、県の行政指導に従わず、全体の実施設計や事前協議もなく護岸工事を進め、ボーリング調査や音波探査の結果の資料の提供にも応じず工事を強行したことは、留意事項違反による要件事実の消滅（後発的瑕疵を含む）又は負担の不履行として撤回事由になりうるであろう。

3 行政不服審査制度の濫用

行審法は、「国民の権利利益の救済」を目的とし（行審法1条1項）、「国民」すなわち一般私人とは異なる「固有の資格」において国の機関が処分の相手方となるものは適用を除外する（行審法7条2項）。公水法によって与えられた特別な法的地位（「固有の資格」）にありながら、国の機関が一般私人と同様の立場で審査請求や執行停止申立てを行うことは許されない。また、国の内部において審査請求と執行停止申立てを行うことは審査庁に特に期待される第三者性・中立性・公平性に反する。こうした手法を国が再び用いたことは、行政不服審査制度の濫用であり、法治国家に悖るといふべき*8。

4 県民投票に向けて

(1) 県民投票条例の成立・施行

2018年4月16日、辺野古の「埋め立ての賛否を問う」県民投票の実施を目的とし、県民投票条例の制定を目指して「『辺野古』県民投票の会」が市民グループにより設立された。5月23日に直接請求の署名

集めが開始され、2カ月間で集まった有効署名数は、県内有権者の50分の1（約2万3000筆）を大幅に超える9万2848筆に上る（全市町村で法定要件を充足）。

10月26日、「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」が可決・成立し、同月31日、公布・施行された。さらに2019年2月24日に県民投票が実施されることも決まった。

(2) 実施に向けた課題

特例規定により知事は投開票等の事務を市町村に委託し、解釈上市町村は委託事務を処理する義務を負う。各市町村は選挙関連の予算を議会に諮る必要があるが、首長がこれを提案しない場合に各市町村の選挙管理委員会に実施を命令することはできない。県は協議により各市町村の協力を得る必要がある一方*9、自治体も県民の「意思表示する権利」を奪ってはならない。

(3) 県民投票の意義

県民投票は1996年の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」に次いで2例目。辺野古新基地建設への明確な民意を全国に発信するだけでなく、沖縄の将来を県民が自ら決定する好機となり、「日本の民主主義を測る試金石」ともなる。

県民投票で明確な民意が示された場合、知事はこれを尊重し、民意に裏付けられた公益を根拠とする対応が求められることになる。

（注：原稿執筆は2018年12月初旬）

*7：徳田博人「辺野古埋立承認後の事情変更等と埋立承認の撤回」『法学セミナー』764号（2018年9月号）6-11頁参照

*8：2015年10月の声明に続き、2018年10月26日、行政法研究者（合計110人）は声明「辺野古埋立承認問題における日本政府による再度の行政不服審査制度の濫用を憂う」を発表した。

*9：条例施行時点で4市（うるま、宜野湾、石垣、糸満）は事務委託について県への同意回答を保留していたが、糸満を除く3市は補正予算案を議会に提出する見通し。仮に議会で否決された場合、「義務に属する経費」として、首長は再議に付した上で予算に計上して支出することができる（地方自治法177条1項・2項）。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第69回 最一小判平成30年7月19日（日本ケミカル事件／最高裁Webページ）

固定残業代を時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたとして有効とした例

労働法制特別委員会研修員 山崎 貴広 (70期)



1 事案の概要

本件は、平成24年11月10日に保険調剤薬局の運営を主たる業務とするYとの間で雇用契約（以下「本件雇用契約」という）を締結し、同25年1月21日から同26年3月31日まで（以下「本件期間」という）Yが運営する薬局において、薬剤師として勤務していたXが、Yから支給されていた業務手当がみなし時間外手当として無効である等と主張して、Yに対し、時間外労働、休日労働及び深夜労働（以下「時間外労働等」という）に対する未払割増賃金並びに付加金等の支払を求めた事案である。

本件雇用契約の雇用契約書には、賃金について、「月額562,500円（残業手当含む）」、「給与明細書表示（月額給与461,500円 業務手当101,000円）」との記載があり、採用条件確認書には、「月額給与461,500」、「業務手当101,000みなし時間外手当」、「時間外勤務手当の取り扱い年収に見込み残業代を含む」、「時間外手当は、みなし残業時間を超えた場合はこの限りではない」との記載があり、Yの賃金規程には、「業務手当は、一賃金支払い期において時間外労働があったものとみなして、時間手当の代わりとして支給する」との記載があった。

Xの1か月当たりの平均所定労働時間は、157.3時間であり、本件期間のXの時間外労働等の時間は1か月間ごとに見ると、全15回のうち30時間以上が3回、20時間未満が2回であり、20時間台が10回であった。

YとX以外の各従業員との間で作成された確認書には、業務手当月額として確定金額の記載があり、また、「業務手当は、固定時間外労働賃金（時間外労働30時間分）として毎月支給します。一賃金計算期間における時間外労働がその時間に満たない場合であっても全額支給します」等の記載があった。

2 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり判示し、本件の業務手当の支払をもって、YのXに対する時間外労働等に対する賃金の支払とみることができるとした。

(1) 判断枠組み

労働者に支払われる基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに労基法37条に反するものではなく、使用者は、労働者に対し、雇用契約に基づき、時間外労働等に対する対価として定額の手当を支払うことにより、同条の割増賃金の全部又は一部を支払うことができる。

そして、雇用契約においてある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである。

(2) 本件へのあてはめ

本件雇用契約に係る契約書及び採用条件確認書並びにYの賃金規程において、月々支払われる所定賃金のうち業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのである。また、YとX以外の各従業員との間で作成された確認書にも、業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのであるから、Yの賃金体系においては、業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたといえることができる。

さらに、Xに支払われた業務手当は、1か月当たり

の平均所定労働時間（157.3時間）を基に算定すると、約28時間分の時間外労働に対する割増賃金に相当するものであり、Xの実際の時間外労働等の状況と大きくかい離するものではない。

これらによれば、Xに支払われた業務手当は、本件雇用契約において、時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたと認められるから、上記業務手当の支払をもって、Xの時間外労働等に対する賃金の支払とみることができる。

3 本判決の検討

(1) 本判決の判断枠組みについて

固定残業代が労基法37条に違反しないといえるためには、一連の最高裁（高知県観光事件・最判平6.6.13労判653号12頁、テックジャパン事件・最判平24.3.8労判1060号5頁、医療法人康心会事件・最判平29.7.7労判1168号49頁等）によって形成されてきた判断枠組みによると、①通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別でき、かつ、②支払われた割増賃金の額が労基法所定の算定方法による金額を下回らないことが要求される。

本件の原審（東京高判平29.2.1D1-Law 28252793）は、定額残業代を上回る時間外手当の発生を労働者が認識できそれを請求できる仕組みが整備・実行され、基本給と定額残業代のバランスが適切であり、その他時間外手当の不払や健康悪化などの温床となる要因がない場合に限り、固定残業代を時間外手当の支払とみなすことができるとする判断枠組みを示したが、本判決は、これを「必須のものとしているとは解されない」と明確に否定したうえで、上記2(1)の判断枠組みを示した。

本件は、一連の最高裁の判断枠組みにあてはめる

限りでは、固定残業代としての有効性をみだすものとも評価し得るが、最高裁が固定残業代の有効性につき新たな判断枠組みを示した点が注目される。

当該手当が時間外労働等の対価にあたるかという観点から固定残業代の有効性を検討した裁判例は以前から存在したが、本判決は、労働者の実際の労働時間等の勤務状況を検討に加える点で、従前の判断とは異なっている。

また、一連の最高裁の判断枠組みの適用にあたっては、そもそも使用者が固定残業代と主張する賃金部分が上記①の「割増賃金に当たる部分」といえるのか（割増賃金該当性）が問題となるとして、本判決は、割増賃金該当性につき、契約書への記載や使用者の説明等に基づく労働契約上の対価としての位置づけ、及び、実際の勤務状況に照らした手当と実態との関連性・近接性を要件とする判断枠組みを提示したものである（水町勇一郎著「定額残業代の割増賃金該当性の要件」ジュリスト2018年9月号（No.1523）4頁）。

本判決の判断枠組みの解釈については、今後の判例等の蓄積を待つほかない。

(2) 実際の時間外労働等の状況とのかい離を検討することについて

本判決の判断枠組みは、実際の時間外労働等の状況とのかい離を固定残業代の有効性の判断要素としてあげている。

本件は、この点につき、「大きくかい離するものではない」と判断したが、仮に労働者の実際の勤務状況が、固定残業代の労働時間よりもはるかに短い労働時間であった場合、固定残業代の有効性にどのように影響するか、本判決からは明らかではなく、この点についても今後の判断に注目される。

東と弁往來

第61回 須崎ひまわり基金法律事務所



高知弁護士会会員
加藤 麗香 (68期)

新潟県新潟市出身。2015年12月、弁護士登録、東京弁護士会入会。弁護士法人東京パブリック法律事務所を退任後、2017年2月に、高知弁護士会に登録換え、現事務所に着任。現在に至る。

須崎ひまわり基金法律事務所
(高知県須崎市)

1. はじめに

私は、2015年12月に当会にて弁護士登録し、弁護士法人東京パブリック法律事務所、先輩方のご指導のもと、1年間の養成を受けました。東京パブリック法律事務所は、司法ソーシャルワークの実践やアウトリーチの活動にも積極的に取り組んでいる公設事務所です。様々な事件を経験させていただきましたが、事件処理の方法や知識だけでなく、弁護士として、一つ一つの事件と真摯に向き合うことの大切さを学ばせていただきました。

2. 須崎市について

養成期間を終え、私は、2017年2月に、高知県須崎市にある須崎ひまわり基金法律事務所へ赴任させていただきました。

須崎市は、高知県の中西部に位置する人口約2万2000人の町です。いまや世界に活躍の場を広げるゆるキャラ「しんじょう君」は、須崎市の公募で生まれたマスコットキャラクターですが、市街地の随所に、しんじょう君のかわいらしい姿を見つけることができます。

須崎市には、海も山も川もあるので、夏は海水浴や

釣り、川遊びやキャンプを楽しむことができます。ミョウガの栽培や漁業もさかんです。高知市へのアクセスもよく、2年間で須崎市で過ごして、大変暮らしやすい地域であると感じています。

3. 活動内容について

(1) 法律相談・受任事件について

受任事件の類型は、債務整理事件や家事事件の割合が多いですが、東京での養成時代と比べると、不動産にまつわるご相談が多い印象です。その内容も多様で、明渡請求のみならず、境界にまつわる相隣関係のご相談や、相続登記未了のまま長年使用してきた土地について、遺産分割や時効取得等のご相談をうけることもあります。

また、赴任当初から、後見事件や破産管財人の事件も多く受任させていただいております。被後見人の転居の実施、後見制度支援信託の利用、破産管財人としての換価及び配当作業など、様々な経験を積むことができました。地域の特色として、農業や漁業を営む事業者の破産事件が多くありますが、破産管財人として、重機やビニールハウスを売却するなど、都市部ではなかなかできない体験もできました。

刑事事件については、2018年11月時点で支部管内の弁護士が3名ということもあり、身柄事件が立て込むときは大変ですが、ほとんどが最寄りの須崎警察署での留置になるため、支部管内の事件であれば、接見に苦労するということはありません。ただし、外国人の刑事事件に関しては、言語によっては、通訳人が高知県内に1人しかおらず、遠方から接見に来ていただくことになり、苦労した思い出があります。また、当事務所の所在する須崎支部の西部には、中村支部という別の



しんじょう君のデザインがあしらわれた土佐新莊駅

支部がありますが、中村支部の弁護士のみでは受けきれない同支部の国選事件や被害者参加弁護士としての支援を立て続けに受任することもありました。中村警察署と高知地方裁判所中村支部は、須崎市から車で片道1時間半以上かかる距離にあるため、迅速な対応が求められる刑事事件においては、接見や被害者との面談に大変な負担がかかります。須崎市に赴任して初めて、実感をもって、法律事務所の距離的・心理的な敷居の高さと、リーガルサービスをあまねく届けることの大変さを痛感し、まだまだ司法過疎の問題は解消できていないと感じました。

以上のとおり、事件の種類は様々ですが、事件数はそれ程多い地域ではなく、手持ち事件数が40件を超えるようなことはほとんどないです。一つ一つの事件にじっくり打ち込めるという点も、当事務所の特徴であり、コンスタントに新規の依頼を頂きますので、弁護士1名、事務局職員1名の当事務所においては、適切な規模での運営ができていくという印象です。

(2) 地域との連携活動・地元弁護士会での活動について

須崎市には、当事務所の他にも、設立から約12年の法テラス須崎法律事務所があり、両事務所とも、設立当初から、共同で講演会や無料法律相談会を実施し、地域の皆様へのリーガルサービスの普及に努めてまいりました。

その活動内容は幅広く、須崎支部管内の5町村の自治体をまわり、定期的に法律相談会を実施する「巡回法律相談」、弁護士が脚本・主演を務める寸劇を交えて相続や遺言の制度について解説する「相続遺言講演会」等を開催しています。相談会や講演活動を通じて、行政・福祉関係者の皆様や、地域の皆様と、楽しく触れ合わせていただいております。こうした活動が功を奏してか、当事務所に相談にいらっしゃる方のなかには、講演会や広報誌、回覧板を通じて当事務所の存在を知り、相談してみようと思ったという方



横浪黒潮ラインから望む太平洋

や、行政の窓口で紹介を受けて来所されたという方も多いです。

そして、行政の職員の方からも、気軽に声を掛けていただいたり、巡回法律相談の契約締結や講演会のご希望を頂いたりする機会も増えました。当事務所と法テラス須崎法律事務所の先代の方々が、長い年月をかけて築き上げてきた弁護士への信頼が、少しずつ、実を結んでいるのだと思うと、講演会や広報活動のみならず、日々の業務にも、大きなやりがいを感じます。

また、高知弁護士会の委員会活動にも、多数参加させていただいております。何より思い出深いのは、法教育委員会の委員として参加させていただいた、高校生模擬裁判選手権の活動です。部活や試験勉強の合間をぬって、真剣に課題に取り組む高校生たちを支援するのは、大変やりがいがあり、素晴らしい経験をさせていただきました。

そして、委員会活動や勉強会にとどまらず、懇親会等の場も含め、他会から赴任してきた私にも分け隔てなく接して下さる高知弁護士会の懐の深さには、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。高知に赴任して良かったと心の底から思います。

4. おわりに

私が須崎市に赴任したのは、弁護士2年目が始まったばかりの時期でした。取り扱う事件も、事務所経営も、初めての出来事の連続でした。駆け出しの私がかんとかやってくることができたのは、養成時代にお世話になった先輩方のご助言や、異なる地域で頑張る同期と悩みを分かち合い、励まし合うことを通じて、周囲の皆様を支えていただいたからこそであると感じております。

須崎ひまわり基金法律事務所で執務させていただき、幅広い事件を経験できたことと、高知の方々の温かさに触れたことは、私にとって、かけがえのない財産となりました。

会員の皆様におかれましては、ぜひ、今後とも、ひまわり基金法律事務所へのご支援ご協力をお願いいたします。そして、ひまわり基金法律事務所への赴任をお考えの方がいるのであれば、絶対に後悔はしませんので、前向きに応募を考えていただけますと幸いです。



桑田山の雪割り桜

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

53期(1999/平成11年)

文部科学大臣にとっての 貴重な1ページ



会員 柴山 昌彦 (53期)

2000年10月に弁護士登録してから2004年4月の衆議院議員補欠選挙に立候補するまで、期間としては短かったが、大きな会社訴訟や民暴案件、高裁での逆転決定、人生の幅を大きく広げてくれた刑事事件など、中身の濃い弁護士固有の業務を経験することができた。その基礎を培ってくれ、また今も続く貴重な人脈を作ってくれた修習時代には心から感謝している。

法曹養成制度改革の初期で、修習期間が2年から1年半になるとともに合格者数が500名から約800名に増えた私たちの期は、教官から学力や生活態度について不安視する声を沢山いただいた。しかし濃密になったカリキュラムでかなり忙しく真面目に修習生活を送ったように記憶している。あまり文章を書くのが早くなく、社会人経験やそれなりの浪人生活を経た自分にとってはきつい日々だったが、それもよい思い出だ。

基礎を学んだ前期修習の後、東京1班に配属された。最初の弁護修習は小山稔弁護士（第二東京弁護士会）であったが、下町の気さくさとともに気骨のある諦めない活動は本当に参考になるもので、その後の自分のあり方に大きく影響を及ぼして下さったと思う。同弁護士とは、大学でゼミの恩師であり、東大法学部長を務めた高橋宏志名誉教授たちとともに毎年今も懇親会を楽しんでいる。

秋の民事裁判修習は大合議部の25部に配属された。ワンクール3ヶ月だと事件をようやく覚えた頃に転出することになってついて行くのが大変だったが、理屈が好きで私は時々実施される要件事実などの演習を結構楽しみにしていた。当時の判事の方々ともその後交流

させていただいており、その縁で今の一宮なほみ人事院総裁とも知己を得ることができた。

冬の検察修習は大部屋で規律正しく、時折開催される飲み会も含めて体育会出身の私には性に合っていたと思う。司法解剖に立ち会ったり強姦殺人事件の記録を読んだうえ傍聴したりと、普通できないことも経験させていただいた。

実務修習最後の刑事裁判修習は、そろそろ進路が気になる時期と重なった。刑事事件にあまり興味のない同僚は楽な起案を選んでいと記憶している。この時期も介護などの社会修習がその後の人生に役立っている。

後期修習は起案の連続、それまで二回試験の不合格者はほとんど出ないものだったが、私の代に初めて二桁を数えた。幸い所属する10組は全員合格だった。クラスの仲間たちとの思い出は、一緒に模擬裁判をしたり、ソフトボールをしたり、旅行やイベントをするなど、とても楽しいものであり、私の地元選挙区や当会で今もお世話になっている方々がいる。また、同じ期は全部で12組あったが、他クラスの修習生とも東京修習でご縁をいただいたり、その後の倫理研修でご挨拶をいただいたり、同じ弁護士事務所（同クラス出身者もいた）や当会の活動でご一緒している。今は政治の世界に転じ、文部科学大臣となった自分であるが、ロースクール改革はもとより政策全般において、この時期に養った経験はかけがえのない宝物となっている。どの法曹に進む者も同じ釜の飯を食うという統一修習のよき伝統はこれからも失わないで欲しいと思う。

受任と責任

会員 村田 望

1 はじめに

一言に「弁護士」といっても、その職務内容は幅広く、「弁護士」として一括りにはできない業種である。私は、千葉修習であり、その同期は60名程度であった。皆、修習では同じ釜の飯を食い、同じように生活したはずなのに、ひとたび「弁護士」となれば、それぞれが各々の分野で活躍するようになった。今でも同期とは日頃から連絡をとり、時間を見つけては飲みに行き、自分とは異なる分野に取り組んでいることに刺激を受ける。

2 新たな分野の受任

そうはいつても、「弁護士」である以上は、その幅広い分野全般に対応していくことが求められる。まったく知らない法律であっても、法分野である以上は、我々が専門家であることは間違いない。分からないでは済まされない。

当初は、法律相談で依頼者に未知の分野について問われると四苦八苦したものである。しかし、その経験を繰り返すうちに、その都度、即時に調査の上、回答することの大切さを学んだ（もちろん、日常から研鑽を積むことが重要であることは言うまでもない）。未知の分野についての受任は、精神的にもかなり負担のある仕事だと感じる。しかし、今では、この重圧と格闘しながら、日々研鑽を怠らず、依頼者のために全力で調査等を行っていくことこそが自己の成長につながるかと確信している。

3 共同受任と責任

このように、未知の分野に取り組むにあたり、本当に重要であると感じるのは共同受任のありがたさで

ある。いくら一人で懸命に取り組んだとしても、そこには自ずと限界がある。共同受任は、取り組んだ結果をすり合わせ強固な思考をもたらし、又、新たな気付きを与えてくれるものであると思う。そういった意味では、帰納的・演繹的な思考の両面を鍛える場となっている。

もちろん、共同受任という名のもとに、我々若手弁護士が先輩弁護士の教授を受けているのみになってしまう場面もあるかと思う。私自身、当初は無意識のうちにこのようなスタンスになってしまったことがあったかと思う（この場を借りて深く謝罪したい）。恥を捨てていえば、当初は、与えられた仕事のペース感すらもつかめず、弁護士間での期限すら徒過してしまうこともあった。しかし、現在では、この共同受任の重要性を認識し、対等な立場での責任を負って活動している。期限を徒過するなどもってのほかであるし、決められた期限があるなら、その1週間でも前に付加価値をつけて提出するくらいの気概を持って取り組まねばいけない。この自覚と行動ができないならば、それはこの業界で後退していくしか先はないのだろうと思う。

4 結語

さて、今日は、共同受任していただいている兄弁護士の飲み会である。もちろん、仕事は終えている。先にも述べたように、提出期限ぎりぎりなんてもってのほかであるから、久しく前に仕事を終えた記憶である。とても楽しい飲み会になりそうだ。

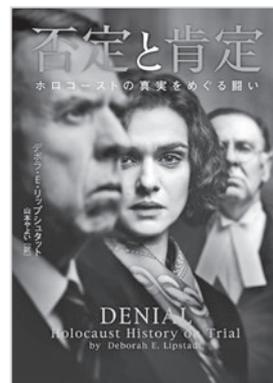
無論、本稿執筆につき、まさか締切最終日になって慌てて書き上げたなどということは断じてない、と信じたい。

『否定と肯定』

デボラ・E・リップシュタット 著 山本やよい 訳
ハーバーコリンズ・ジャパン 1,194 円 (本体)

弁護士必読の書

会員 山本 博 (9期)



題名がわかりにくかった関係もあり、映画にまでなったのにマスコミが大きく取りあげなかったため、法廷物であるにもかかわらず読んだ弁護士はほとんどいない。読み終わると深い感動を受けるノンフィクションで弁護士必読の書である。

なぜかという、まずホロコーストという第二次世界大戦で忘れてはならない歴史的な大事件を扱ったものなのだ。法廷は英国、原告は米国人、事件現場はドイツとポーランドという国際的事件である。単にそれだけでなく、真実と正義の戦いであり、言論の自由の擁護、人種差別、さらには反動右翼との闘いの記録なのだ。さらに弁護士として読めば、証拠収集の責務、反対尋問の法廷技術、立証責任の転換問題などのまさに生きた教科書なのである。

事件そのもので言えば、米国の大学の歴史学者であるリップシュタットが、最近台頭したネオ・ナチ運動の擁護者であり、「ホロコースト不存在説」のリーダー的役割を演じている著名な歴史学者デイビット・アーヴィングを痛烈に批判する本を出したのに対し、アーヴィングが名誉毀損として英国の裁判所へ訴えた事件である。

名誉毀損訴訟の場合、米国だと公人がこの訴訟を起して勝つためには、訴訟の対象になる言動が「現実の害意」を持って公表されたことと、著者がその虚偽を知っていたか、そして真実か虚偽かの判定を無責任に怠ったことを原告が証明しなければならない。つまり訴因になった要件事実につき立証責任が原告側にある。ところが英国では逆になる。英国では被告が要証事実の立証に成功しないかぎり法的懈怠として原告の勝訴になってしまう。さらに米国では信頼できる資料に基づいて批判を展開し、その資料が誤りであることを知ることが不可能だった場合、著者はある程度の保護を受けられる。ところが英国では、資料が信頼できるか否かにかかわらず資料に頼ったことは抗弁にならない。アーヴィングがこの訴訟を英国で提起したのはそうした法制度の違いをねら

ったわけである。

被告はダイアナ妃事件の代理人で有名になった事務弁護士（ソリシター）アンソニー・ジュリアスに事件を依頼する。アンソニーは、この事件の防御方法をホロコーストが現実に起きたか否かでなく、被告の言葉が真実か否か立証する方針をたてる。同じ事務所の事務弁護士に加え二人の助手を専従の調査員とし、法廷弁護士（バリスター）としては高名な勅撰弁護士リチャード・ランプトンを依頼する。さらに専門家証人として二人の高名な歴史学者を選び、そのスタッフ全員で応訴の準備にとりかかる。というのは英国の法廷では事務的公判の前に日本の準備手続に似た正式事実審理前審問手続がある。そこで被告の答弁書を中心に事実が明確にされるわけだが、それに先立って証拠開示の手続があり原告とともにそれぞれが有する関連資料（通信物・文書・本・データなど）を相手方に引き渡す義務がある。また専門家証人の報告書も提出しなければならない。相手方が出した資料もすべて重要か否かのチェックが必要になる。こうした準備に数カ月かかる。費用が百六十万ドル。

法廷では喋りまくる原告と、弁護士の指示で沈黙を守る被告と際立って対照的。

資料の捏造・歪曲・誤謬をくり返す原告の嘘をあばくランプトンの反対尋問が実に鮮やかで拍手したくなる。専門家証人は次々と原告の誤りを指摘する。そして英国紳士の見本のような裁判官の温和だが毅然とした訴訟指揮。後半になって冗漫な原告の証言を注意する態度は、膨大な資料を隅から隅まで精読しているのがわかる。

被告の危惧不安にも拘らず判決は被告の全面的勝利。ホロコーストが実際に行われたことをはっきり認定。さらに原告の行動とホロコースト否認説が、ネオ・ナチ右翼勢力の台頭に大きな役割を果たしていることまで明らかにしたのである。

(ちなみに難しい本書の翻訳をやりとげた訳者はお父上が検察官であられた。)



B-BOY

会員 堀岡 雄一 (66期)

1 始まりはパーティから

HIPHOPとは、MC (ラップ)、DJ、ブレイクダンス及びグラフィティの4要素からなるニューヨーク・ブロンクス発祥のサブカルチャーの総称である。その始まりは、ジャマイカ移民であったKool Hercが、1973年8月11日、一緒に移住した妹のために、ブロンクスでパーティを開催したことがきっかけである。このとき、Kool Hercは、2台のレコードプレイヤーを1台のミキサーで接続し、2枚のレコードを使って楽曲の重低音が強い部分を繰り返しかける演奏方法を発明した。これがDJとブレイクビーツの起源といわれている。その後、Afrika Bambaataaが、1974年11月12日、上記4要素を合わせて「HIPHOP」という言葉を生み出し、HIPHOPが正式に誕生するに至った。本稿では紙幅の関係によりMC及びDJという音楽ジャンルとしてのHIPHOPに焦点を当てて話をしようと思う。

2 曲の聞き方、楽しみ方

HIPHOPの曲の特徴は、歌ではなく韻を踏んでラップをするという点に目が行きがちであるが (LIBRA2017年10月号田我流氏インタビューも興味深い)、何より、サンプリングを基本とした音楽という点にある。

サンプリングとは、他の音源及び楽曲等 (元ネタ) の一部を切り取って引用し、それをループさせる等再構成して、楽曲 (トラックまたはビート) を作ることをいう。元ネタは、ソウルの曲を用いるのが基本だが、クラシック、ジャズ、ロック等ジャンル不問といっている。HIPHOPではこうして作られたトラックにのせてラップをして一つの曲を作るのが一般的である。

サンプリングの名曲としては、KanyeWest「Through TheWire」等が有名で、最近ではDrake「NiceFor What」が2018年ビルボードホット100チャートで1位

を獲得している。

HIPHOPを聴く際には、メッセージ性のあるラップの歌詞に耳を傾けるだけでなく、トラックの重低音に身を委ねてリズム感を味わってみることをお勧めする。そして、お気に入りの曲を見つけたら、その元ネタをたどって聞いてみるというのも、HIPHOPの大きな楽しみといえよう。存知の超有名曲を元ネタにした曲を聞いて、元ネタの新たな魅力に気付かされることもある。

なお、1993年頃を境に、サンプリングを使用せず、PCやドラムマシン等を利用した打ち込みだけで構成された楽曲が多くなった。これには元ネタの著作権が大きく関係している。日本でもヒットした「Happy」で有名なPharrell Williamsも打ち込みを多用している。しかしながら、サンプリングを用いて作られた曲は、不思議と、打ち込みよりも奥行きがあり温かみのある音になる。打ち込みでは表現し難い魅力のあるサンプリングの手法がHIPHOPから消えることはないだろう。

3 身近なところには

HIPHOPは意外なところに潜んでいる。ヒューマンビートボックス (喉と口だけで音を表現する) はDoug E. Freshが名付け親であるし、「ディスる」という言葉もアメリカのラップバトルで用いる「DISS」という言葉に由来する。B-BOYのBはブレイクの頭文字であり、本コーナー名と共通点があるのも気のせいではないだろう。



外国法

『アメリカプライバシー法』 Hoofnagle, Chris Jay / 勁草書房
 『法による国家制限の理論』 今関源成 / 日本評論社
 『科学的証拠とフライ法則』 小早川義則 / 成文堂
 『わかりやすい米国民事訴訟の実務』 関戸麦 / 商事法務
 『中国・タイ・ベトナム労働法の実務Q&A』 五十嵐充 / 労働調査会

憲法

『日本国憲法制定資料全集：帝国議会議事録総索引 20』 芦部信喜 / 信山社出版
 『セックスワーク・スタディーズ 当事者視点で考える性と労働』 SWASH / 日本評論社

政党法

『政治資金規正法違反事例集 2』 国政情報センター / 国政情報センター

行政法

『日本列島「法」改造論』 阿部泰隆 / 第一法規
 『事例と図でわかる建物改修・活用のための建築法規』 佐久間悠 / 学芸出版社

警察・防衛法

『反社会的勢力への対応 (DVD)』 加藤久雄 / 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館
 『日本の海上権力 作戦術の意義と実践』 下平拓哉 / 成文堂

税法

『税務調査における質問応答記録書の実務対応』 鴻秀明 / 清文社
 『個人の税務相談事例500選 平成30年版』 鈴木孝雄 / 納税協会連合会
 『租税正義と国税通則法総則』 木村弘之亮 / 信山社
 『国際課税・係争のリスク管理と解決策』 山川博樹 / 中央経済社
 『日税研論集 所得税の基本的諸問題 第74号 (2018)』 日本税務研究センター / 日本税務研究センター
 『日本・国際税務発展史』 矢内一好 / 中央経済社
 『税法基本講義 第6版』 谷口勢津夫 / 弘文堂
 『事例と条文で読み解く税務のための民法講義』 梅本淳久 / ロギカ書房
 『図解組織再編税制 平成30年版』 中村慈美 / 大蔵財務協会
 『法人税務証拠フォーム作成マニュアル』 平川忠雄 / 日本法令
 『収益認識の税務と法務 平成30年版』 桜井光照 / 大蔵財務協会
 『市場所得と応能負担原則』 奥谷健 / 成文堂

『難解事例から探る財産評価のキープポイント 第3集』 笹岡宏保 / ぎょうせい
 『相続税贈与税の実務と申告 平成30年版』 宮澤克浩 / 大蔵財務協会
 『タイムリミットで考える相続税対策実践ハンドブック 平成30年9月改訂』 山本和義 / 清文社
 『Q&A115新時代の生前贈与と税務 平成30年改訂版』 坪多晶子 / ぎょうせい
 『法務と税務のプロのための改正相続法徹底ガイド』 松嶋隆弘 / ぎょうせい
 『事業承継実務ハンドブック 第4版』 鈴木義行 / 中央経済社
 『実例でわかる! 地積規模の大きな宅地』 芳賀則人 / 清文社
 『税務調査官の視点からつかむ印紙税の実務と対策』 佐藤明弘 / 第一法規
 『要説住民税 平成30年度版』 市町村税務研究会 / ぎょうせい

地方自治法

『地方公務員年金制度の解説 平成30年度版』 地方公務員年金制度研究会 / ぎょうせい

民法

『民法学と公共政策講義録』 吉田邦彦 / 信山社
 『公益認定の判断基準と実務』 出口正之 / 全国公益法人協会
 『現代建設工事契約の基礎知識 改訂4版』 島本幸一郎 / 大成出版社
 『逐条講義製造物責任法 第2版』 土庫澄子 / 勁草書房
 『特別養子制度の見直しに関する中間試案 (別冊NBL No.166)』 商事法務 / 商事法務
 『よくわかる成年後見制度活用ブック』 岩崎香 / 中央法規出版
 『設問解説相続法と登記 新訂』 幸良秋夫 / 日本加除出版
 『登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会』 中間取りまとめの概要』 金融財政事情研究会 / 金融財政事情研究会
 『設問解説戸籍実務の処理 改訂 17』 木村三男 / 日本加除出版
 『簡裁交通損害賠償訴訟実務マニュアル』 園部厚 / 青林書院
 『弁護士のためのイチからわかる交通事故対応実務』 西原正騎 / 日本法令

商事法

『悪質クレーマー・反社会的勢力対応実務マニュアル』 藤川元 / 民事法研究会
 『事業承継に活かす持分会社・一般社団法人・信託の法務・税務 第2版』 牧口晴一 / 中央経済社
 『任意の指名委員会・報酬委員会の実態調査 (別冊商事法務No.435)』 祝田法律事務所 / 商事法務
 『取締役会評価の現状 (別冊商事法務No.

436) 平成30年版』 金澤浩志 / 商事法務
 『会計不正事例と監査』 吉見宏 / 同文館出版
 『保険法』 金沢理 / 成文堂
 『リーガルマインド手形法・小切手法 第3版』 弥永真生 / 有斐閣

刑法

『海外進出企業のための外国公務員贈賄規制ハンドブック』 森・浜田松本法律事務所 / 商事法務
 『犯罪の一般理論 低自己統制シンドローム』 Gottfredson, M. R. / 丸善出版
 『刑事司法と精神鑑定』 北潟谷仁 / 現代人文社

司法制度・司法行政

『司法における国民的基盤の確立をめざして』 日本弁護士連合会 / 日本弁護士連合会

訴訟手続法

『完全講義民事裁判実務の基礎 新版 第2版 入門編』 大島真一 / 民事法研究会
 『逐条実務刑事訴訟法』 伊丹俊彦 / 立花書房
 『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』 川出敏裕 / 司法研修所
 『隠された証拠が冤罪を晴らす』 日本弁護士連合会再審における証拠開示に関する特別部会 / 現代人文社
 『少年矯正制度の再構築』 藤田尚 / 日本評論社

経済産業法

『デジタル法務の実務Q&A』 高橋郁夫 / 日本加除出版
 『バーチャルマネーの法務 第2版 電子マネー・ポイント・仮想通貨を中心に』 北浜法律事務所 / 民事法研究会
 『原発事故後の子ども保養支援』 疋田香澄 / 人文書院
 『新しい建設業経営事項審査申請の手引 改訂11版』 建設業許可行政研究会 / 大成出版社
 『建設業許可Q&A 第10版』 全国建行協 / 日刊建設通信新聞社
 『弁護士・公認会計士の視点と実務 中小企業のM&A』 加藤真朗 / 日本加除出版
 『変わるM&A』 森・浜田松本法律事務所 / 日本経済新聞出版社
 『業種別法務デュー・デリジェンス実務ハンドブック』 宮下央 / 中央経済社
 『ビジネスデュー・デリジェンスの実務 第4版』 PwCアドバイザリー合同会社 / 中央経済社
 『消費者法講義 第5版』 日本弁護士連合会 / 日本評論社
 『特定商取引のトラブル相談Q&A』 久米川良子 / 民事法研究会
 『OTCデリバティブ規制改革とFMI原則』 羽瀧貴秀 / 金融財政事情研究会
 『成長と承継のためのPEファンド活用の教科書』

書』波光史成／東洋経済新報社
『経営者保証ガイドライン実践活用Q&A』小田大輔／銀行研修社

知的財産法

『特許侵害訴訟』森・浜田松本法律事務所／中央経済社

観光・交通法

『民泊3タイプ開設・契約・運営とトラブル対策』Martial Arts／日本法令
『必携ドローン活用ガイド』内山庄一郎／東京法令出版

労働法

『実務に効く労働判例精選 第2版』岩村正彦／有斐閣
『働き方改革法 労働基準法, 労働安全衛生法, パート労働法, 派遣法』大村剛史／労務行政
『働き方改革! 制度改正と関連施策の早わかり』労働調査会／労働調査会
『事例で分かる外食・小売業の労務戦略 増補版』神田孝／第一法規
『人事労務の法律問題対応の指針と手順』佐藤久文／商事法務

『過重労働防止の基本と実務』石寄信憲／中央経済社

『労災事故と示談の手引 改訂新版』秋永憲一／労働調査会

『家族・地域のなかの女性と労働』木本喜美子／明石書店

『女性労働に関する基礎的研究』脇坂明／日本評論社

社会保障法

『戦後社会保障の証言』菅沼隆／有斐閣
『<概観> 社会保障法総論・社会保険法』伊奈川秀和／信山社
『事例解説高齢者からの終活相談に応えるための基礎知識』相原佳子／青林書院
『貧困と生活困窮者支援』埋橋孝文／法律文化社
『「生活保護法」から「生活保障法」へ』生活保護問題対策全国会議／明石書店

医事・薬事法

『医学研究・臨床試験の倫理』井上悠輔／日本評論社
『医薬・ヘルスケアの法務』アンダーソン・毛利・友常法律事務所／商事法務

環境法

『自治体環境行政法 第8版』北村喜宣／第一法規

社会保険法

『図解労働・社会保険の書式・手続完全マニュアル 7訂版』社会保険労務士「高志会」／日本法令

国際法

『父の遺した「シベリア日記」』大森一壽郎／司法協会
『国際私法入門 第8版』沢木敬郎／有斐閣
『介護就労を目指す外国人の入国および在留に関する解説とQ&A』佐藤修／厚有出版
『外国人の受入れと日本社会』高宅茂／日本加除出版
『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内 16訂版』出入国管理関係法令研究会／日本加除出版

医学書

『多胎一部救胎手術』根津八紘／唐松書房
『出生前診断受ける受けない誰が決めるの?』山中美智子／生活書院

外国人人材受入れに係る「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」案に対し、慎重な審議と包括的な制度改革を求める会長声明

本年11月27日、第197回国会（今臨時国会）の衆議院において、在留資格「特定技能」を新設し、外国人を労働者として受け入れることを主眼とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」案（以下、「本法案」という。）が可決された。

しかしながら、国会の審議においては、以下の点が看過されていることから、参議院においては、これらを踏まえ慎重な審議をした上、包括的な制度改革に向けた本法案の修正及び関係法令の整備がなされるよう強く求める。

第1 本法案について修正すべき点

1 法の目的規定に、「外国人の人権」尊重と「権利利益」の確保を明記すること

本法案は、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の目的規定（同法第1条）に「本邦に在留する全ての外国人の在留」との表記を加え、これを「公正な管理を図る」対象として追加している。しかし、本来、現在本邦に在留する外国人及び今後受け入れられる外国人の人権・権利利益の適切な保障こそが尊重されるべきである。また、行政法の目的規定に反対利益が記載されていないことも稀有である。したがって、「外国人の人権を尊重し、その権利利益を適切に確保すること」を入管法の目的に追記すべきである。

2 「特定技能」資格新設にあたり、人権に配慮した制度設計とすること

過酷な人権侵害を生じさせている現行の技能実習制度は即時廃止すべきである。他方、本法案に新設される「特定技能」は、現行制度がこれまで正面からは認めてこなかった産業分野での就労を可能とする在留資格を定めるもので、この点を評価する。しかしながら、労働力確保を急ぐあまり、在留期間の上限設定や、家族帯同の制限など、人権面における配慮が未だ不十分である。「特定技能」の新設においては、これまで指摘されている問題点について十分に審議を尽くし、省令への委任に頼ることなく、人権に配慮した制度設計を行うべきである。

第2 本法案審議において看過されている問題点

当会は、本法案審議に関連し、将来、受け入れられる外国人及び既に在留している外国人の人権保障について、以下の議論が看過されていることから、その問題点を指摘する。

1 在留資格なき状態の人々に対する人道的配慮

本邦における人材確保を本法案の目標に掲げるのであれば、まずは何らかの退去強制事由に該当しているものの、既に相当期間にわたって本邦に定着し在留してきた実績のある外国人及びその家族について、在留特別許可の活用によってその在留状態を速やかに正規化することを、現実的な解決手段として検討すべきである。

2 収容制度の抜本的改革と入国者収容所等視察委員会の独立性の確保を行うこと

本法案では、近時問題となっている入管における長期収容についての検討が全くなされていない。

将来受け入れられる外国人も現状と同様に無期限かつ裁判所の令状なく収容される可能性があるのであるから、国連条約機関による勧告にあるとおり、収容に期限を設けるとともに、逃亡のおそれがないなど送還確保に支障がない場合における収容を禁止し、収容の可否を裁判所の審査に委ねるべきである（本年4月25日付け当会会長声明）。

また、本法案では、入国者収容所等視察委員会は出入国在留管理官署に置くとされるが（本法案第61条の7の2）、これを機に法務省本省に置くことで、その独立性を一層確保すべきである。さらに、個々の被収容者の処遇に関する問題についても、同委員会が入国者収容所等の適正な運営に関わるもので必要と認める場合には、調査、勧告をする権限を認めるべきである。

3 難民行政の独立性・公平性の確保を行うこと

本法案は、政令により難民認定業務全体を出入国在留管理庁に委任することを可能とする（本法案第69条の2第1項）。しかし、出入国「管理」と難民「保護」という相容れない業務を入国管理局が一括して担ってきたことこそが、本来保護すべき難民が取締りの対象として扱われ、供述の信ぴょう性の評価、出身国情報の取捨選択・評価の誤りを招いてきた大きな要因であったというべきである。

この本質的な矛盾を解消し、難民認定制度の独立性と公平性を確保するためには、出入国管理業務と難民認定業務を切り離すべきである。

したがって、難民保護に関しては、明文で委任事項から除外し、出入国在留管理庁への委任を禁止すべきである。

4 外国人差別の禁止を徹底すること（人種差別禁止法の制定）

本法案は、特定技能雇用契約のうち活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係等につき「外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱い」を禁止する（本法案第2条の5）。しかし、そもそも外国人労働者の受け入れの拡大においては、外国人労働者が平等な人間として受け入れられる制度設計が前提となるべきであり、雇用上の待遇のみならず、社会生活全般における差別の禁止が不可欠である。本年8月に出された国連人種差別撤廃委員会の総括所見においても求められているとおり、雇用関係における待遇のみならず、入居差別、入店差別、ヘイトスピーチなどを含む包括的な差別禁止法の制定を行うべきである。

2018年12月4日

東京弁護士会会長 安井 規雄